

令和3年小値賀町議会定例12月会議（第1日目）

1、出席議員 7名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
6	番	浦		英	明
7	番	今	田	光	弘
8	番	横	山	弘	藏

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	近	藤		進
会	計	前	田	隆	利
総	務	谷	元	芳	久
住	民	橋	本	博	明
福	祉	前	田	達	也
産	業	中	村	慶	幸
産	業	松	崎	久	幸
農	業	北	村		仁
建	設	橋	本		満
建	設	村	田	祐	一
診	療	牧	尾		郎
教	育	永	田	敬	三
こ	ど	植	村	敏	彦
代	表	大	田	一	夫
監	査				
委	員				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西	浩	康			
議	会	事	務	局	書	記	松	田	智	恵	美

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

令和3年小値賀町議会定例12月会議

令和3年12月6日(月曜日) 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名 ( 宮崎良保議員 ・ 黒崎政美議員 )
- 第 2 行 政 報 告
- 第 3 一 般 質 問
- 第 4 発議第 4 号 小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則(案)
- 第 5 議案第 6 6 号 令和2年度 小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 6 9 号 小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例(案)
- 第 7 議案第 6 7 号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 第 8 議案第 6 8 号 小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
- 第 9 議案第 7 0 号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)
- 第 1 0 議案第 7 1 号 財産の取得について(大型生ごみ処理機)
- 第 1 1 議案第 7 2 号 工事請負契約の変更について  
(小値賀町国民健康保険診療所建設工事)

## 午前10時00分 開 議

**議長（横山弘藏）** ただいまから、令和3年小値賀町議会定例12月会議を開きます。

皆様にお知らせします。本定例12月会議の会議期間は本日から12月13日までとなっておりますので、皆様には円滑な議会運営によりしくご協力いただきますようお願い申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

また長崎新聞社記者及び小値賀小学校から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

### 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番・宮崎良保議員、4番・黒崎政美議員を指名します。

### 日程第2、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

**町長（西村久之）** 皆さん、おはようございます。

行政報告の前に、11月11日に発生しました、筒井浦地区の住宅火災により被災されました皆様へ、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い再建をお祈りいたします。

それでは、令和3年小値賀町議会定例12月会議の開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

なお、行政報告の詳細につきましては、お手元に事前にお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

全国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、東京オリンピック終了後には、2万人を超えておりましたが、9月初旬から徐々に減少し、11月末には200人を切り、2桁台の日もあるなど落ち着いている状況にあります。

長崎県では9月25日から、新規感染者の減少に伴い感染段階ステージを引き下げ、県内観光キャンペーン「ふるさとで深呼吸の旅」の再開や、飲食店などの時短要請の解除が行われ、本町においても10月1日より「ウェルカムバックキャンペーン」を再開しており、徐々にではありますが地域に活力が戻りつつ

あるところがございます。

国が進めております3回目のワクチンの接種につきましては、本町でも医療従事者から順次接種を行うよう、現在準備を進めているところであり、日程等の詳しい内容が分かり次第、住民の皆様にも情報を周知してまいります。

次に、令和5年度に策定を計画しております「第5次小値賀町総合計画」でございますが、「美しい海のまち 生き生きとした産業のまち ふれあいとやすらぎのまち」を基本理念とし、町民と一緒に作り上げる総合計画を基本に、10月10日に「おちか未来会議」の第1回目を町民参加型で開催させていただきました。現時点で、第2回までを実施しており、参加者は小学生から高齢者まで幅広く参加していただき、一人一人が今後の小値賀町について、和気あいあいとした雰囲気の中でも真剣で活発な意見が出されており、その貴重な声を次期総合計画に反映させるため、今後も町民の皆様とともに協議を重ねてまいります。

10月31日には、任期満了に伴う「第49回衆議院総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査」が行われ、コロナ禍における初めての選挙となりました。選挙期間中は、県内において期日前投票所での二重交付や、投票用紙の配布ミスがありましたが、本町では、事務従事者や投票管理者、立会人の皆様のご協力によりミスなく終了をいたしております。

投票率は、コロナの影響により低下するのではないかと心配をしておりましたが、79.18%と前回は上回る結果となっております。今後も長崎県知事選挙、参議院選挙なども控えており、感染予防対策に万全を期しながら、公平公正な選挙事務に心がけてまいります。

これより、各課ごとにご報告をいたします。

まず、総務課関係について申し上げます。

9月16日、台風14号の接近に伴い地域福祉センターに避難所を開設し、7世帯8名の方が避難をされております。

なお、農業漁業及び公共施設への大きな被害はございませんでした。

10月10日及び11月14日に、町民参加型の「おちか未来会議」を開催し、小学生から高齢者まで、延べ56名が参加し、おちかのまちづくりについて、活発な意見を交わしております。次回は、12月12日に予定をいたしております。

10月31日には、任期満了に伴う、「第49回衆議院総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査」が行われ、短い選挙準備期間でありましたが、町民皆様の協力のもと滞りなく終了することができております。

11月7日には、秋の全国火災予防運動に伴う車輛パレードを町内一円でを行い、その後、小値賀空港消火救難訓練を実施しております。年末年始に向けた火災予防活動の強化と、安心安全な空港運営に努めてまいります。

10月11日には、定住促進住宅、筒井浦、木場地区の単身世帯2棟、家族世帯

3棟、合わせて5棟が完成し、11月15日より12月3日までの期間、入居者を募集いたしております。

斑島玉石鼻において、今回で3回目となる陸上自衛隊第2高射特科団訓練が、11月22日から26日の5日間、町民の安全第一に配慮し、実施されております。

次に、住民課関係について申し上げます。

戸籍関係では、11月末現在のマイナンバーカードの交付数は1,120件、交付率47.9%で、県平均を上回る交付率となっております。

今後、マイナンバーカードを取得していただけるよう、取り組みを行ってまいります。

税務関係では、8月から申請を受付けております、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への国民健康保険税の減免の状況ですが、11月末時点で、25件の申請があっており、本定例会に減額補正を含む補正予算を提出しているところでございます。減収が見込まれる業種においては、漁業が多い状況であることから、飲食店の時短営業等による、魚価への影響などがあつたのではないかと考えられます。

保健関係では、40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象とした、特定健診を9月13日から10月1日まで実施し、495名の方が受診されております。診療所医師による、所見等結果通知が整い次第、受診者本人へお知らせしているところですが、検査結果によっては、紹介状が発行されますので、本人への説明と医療機関の受診を勧めているところでございます。

また、10月4日から7日まで結核・肺がん検診を行い、294名の方が受診されており、昨年の受診者数277名と比較しますと、17名の増加となっております。

例年、11月から12月にかけて実施しております、季節性インフルエンザの予防接種ですが、今年度の接種予約者数は1,450名で、11月16日から順次接種を行っており、12月14日までに接種を終える予定にいたしております。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては、以前から3回目接種の情報が報道等で流れておりますが、11月16日に厚生労働省からワクチン接種を行う期間を、令和4年9月30日まで延長する旨の通知がございましたので、関係機関と連携をとりながら準備を進めることといたしております。

接種対象者は、2回接種を終えた方で、接種できる時期は、2回目接種の日から、8カ月経過した日以後となっております。接種の順番につきましては、最初の接種と同様に医療従事者の方から接種することとなりますので、住民への接種の進め方につきましても、住民課と診療所で検討協議しながら進めてまいります。

福祉事務所関係では、9月17日に、小値賀町に在住の75歳以上の高齢者607

名に対し敬老の意を表しその長寿を祝福するため、敬老祝い金の支給を行いました。なお、各地区の敬老会につきましては、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染防止のため実施されておられません。

9月28日には、地域ケア会議の認知症専門部会と精神障害専門部会を開催をいたしております。各部会では、専門職の方のほか地域住民の方に参加していただき、高齢者や障害者に対し日頃から感じていることや地域課題について意見交換を行いました。

9月29日には、子ども子育て会議を開催し、子ども子育て支援事業計画の進捗状況やこども園の現状などについて協議を行っております。

10月11日に、認知症サポーター養成講座を高校1年生8名に行いました。認知症の症状や認知症の方に接する際の心構えなど、認知症についての理解を深めていただきました。

また、11月11日には、離島開発総合センターにおいて、前年度と同様、コロナ対策のため、参列者を遺族会代表のみとし、規模を縮小した形での「小値賀町戦没者慰霊祭」を執り行いました。

国から給付される子育て世帯への臨時特別給付金については、先日閣議決定され、18歳以下の児童・生徒を養育する子育て世代へ、子ども一人につき現金5万円、クーポン券5万円相当を給付することとなりました。

この子ども一人に5万円を支給する臨時特別給付金につきましては、できるだけ速やかに対象者の方へお届けできるように、本会議に関係予算を計上し、準備をすすめているところでございます。

支給のスケジュールとしましては、公務員を除く中学生以下の児童手当対象者につきましては、こちらで情報を把握しておりますので申請が不要となり、12月中に対象世帯へ入金する予定といたしております。

ただ、公務員世帯と高校生のみを養育する世帯に関しましては、こちらで情報を把握しておりませんので、原則、申請が必要となりますので、申請書が提出され次第、速やかに支給することといたしております。

なお、クーポン券5万円相当の支給に関しましては、現在のところ、国より詳細な情報が入っておりませんので、情報が入り次第お知らせしてまいります。

こども園では、10月2日に、「第7回こども園運動会」を開催いたしました。

当日は絶好の天候となり、子どもたちは元気に日頃の練習の成果を披露することができました。

今年度は、コロナ対策を万全に行いつつ来賓の方をご招待し、また、家族の方の来場制限も行わずに実施いたしました。当日は、議員皆様にも足を運んでいただき厚く御礼を申し上げます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

農林関係では、8月から11月に開催された牛市の結果でございますが、本町子牛の平均価格は、8月が69万円台、9月が65万円台、10月が69万円台、11月は75万円台となっており、前年同時期と比較しますと、8月と11月は下回りましたが、9月と10月は3万円～5万円の増額となっており、依然として高値を維持しております。

9月13日には、町主催での牛の塔祭を開催し、牛の使役に感謝するとともに、牛の安全を祈願いたしました。また、10月5日には小値賀町の和牛能力共進会が開催され、優等賞を受賞した3頭が11月11日に開催された県北地区の和牛能力共進会に出場し、1頭が県北地区でも金賞に輝き、宇久小値賀地区の団体優勝に貢献いたしております。来年度は、鹿児島県で全国和牛能力共進会が開催されますので、小値賀牛の全国大会出場に向けて関係機関と協力してまいります。

園芸では、秋から冬にかけての主要品目であるブロッコリーが、定植直後の9月17日に台風14号による被害を受けましたが、その後の生産者の管理努力により、影響は最小限にとどまり、例年並みの出荷が来ております。

水稻においては、出荷量5,291袋で、約46%の2,455袋が1等米、約54%の2,836袋が2等米となっており、収穫期になってからの長雨で収穫が遅れた水田において、等級の影響が出た結果となっております。

イノシシの捕獲状況ですが、11月末時点132頭となっており、前年同時期に比べ、30頭増加しております。生息頭数の増加も懸念されますが、昨年度に比べ捕獲実施者の実人数も増加しており、捕獲活動の活発化も増加の要因ではないかと考えられます。農作物の被害状況は現在調査中ですが、今後も捕獲・防護・棲み分けの三対策の啓発を図ってまいります。

松枯れについては、伐倒事業を一部発注しており、順次処理を進めてまいります。また、11月30日には、一般公開形式で検討会を開催し、有識者や県の担当部局に現状を確認いただき、今後の対策方針について協議を行い、計画の見直しを行ったところでございます。

水産関係では、県から委託を受け、令和元年度から六島漁港での網仕切りによる、藻場回復実証事業に取り組んでおりますが、今年度も仕切り網の取り替え、母藻の設置、食害生物の駆除など、計画的に実施したところであります。状況につきましては、ホンダワラ類の幼体が多く見られ、またアラメやクロメなどの大型の多年藻が食害に遭うことなく夏を越すことができました。

引き続き、仕切り網の管理等に努めることで、来春には港内にホンダワラ類が繁茂し、大型海藻の幼体が見られるのではないかと考えられます。

観光ダイビングについては、昨年7月にダイビングショップをオープンしてから今年10月末までに、延べ38組109人を受入れております。インストラク



ターである地域おこし協力隊の任期が、12月16日で満了となりますが、引き続き、ボランティアダイビング等を通して、サポート及び連携をしております。

10月には、県と共同で「漁業技術ベースアップ講座」を開催しました。当日は、新規就業者及び漁業研修生5名が出席し、最新漁労機器に関することやスマート水産業の可能性について知見を得ることができました。

アワビ種苗センターでは、クロアワビの採卵を行い計画的に受精卵を確保、收容することができました。また、浜の活力再生広域プランにおける種苗生産施設再編として、宇久栽培漁業センターとの機能分担について協議するため、9月に相互施設の視察と担当者間の情報交換会を行っております。

漁模様については、小値賀本所におけるイサキの水揚げが、4月から10月末までで117トンで、前年比89%でした。

また、ここ数年好漁のクエについては、10月末までで、5.8トンであり、前年比105%となっており、年末を迎える中、燃油の高騰が続いており、国や県においては対策を講じる動きがっておりますが、その状況を注視しつつ今後の豊漁を祈っているところでございます。

商工・観光関係については、消費者行政関係では、今年の4月から消費生活相談員が欠員となっておりますが、11月に新たな相談員を採用することができました。不在の間、住民の皆さまには大変なご不便をおかけいたしましたことと思いますが、今後も悪質な電話勧誘や特殊詐欺などの被害の防止を図り、住民皆様に必要な情報をお伝えしてまいります。

商工関係では、雇用機会拡充事業の周知を図るため、10月4日に説明会を行い、17名の方が出席されました。また、商工会においても、10月5日から29日までの間、個別相談を実施しているところであり、引き続き町内での起業や事業拡大等に繋がるよう、予算の確保等、バックアップを行ってまいります。

観光関係では、9月1日の「しま共通地域通貨発行委員会臨時総会」において、平成25年度に開始された「しまとく通貨」事業が、令和4年3月31日で終了することが可決されております。しまとく通貨事業は終了となりますが、わくわく乗船券など、今後も行われる事業を着実に実施しながら、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた観光施策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ、観光需要を喚起するため、県の「ふるさとで“心呼吸”キャンペーン」と併用可能な、町独自の旅費補助制度「小値賀町ウェルカムバックキャンペーン」を、10月1日に開始しておりますが、現在のところ、県のキャンペーンと同様に、県民限定の取り扱いといたしております。

9月1日に、町内の観光施設総点検を実施いたしました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加人数を7名にしばり、公共施設点検を行なって

おります。

また、11月25日には「第1回観光まちづくり協議会」を開催し、観光施設総点検の報告の他、今年度実施予定の観光案内板の修繕・撤去及び、牛に注意看板の新設などについて、協議を行っていただきました。

例年、3月に開催しております「長崎おぢか国際音楽祭」につきましては、6月から実行委員会の中で、開催の可否を協議してまいりましたが、10月の実行委員会において、令和元年度、2年度に続き、今年度の開催を見送ることといたしております。音楽祭は、次年度開催されることになれば、20回の節目を迎えます。コロナ収束後を見据え、記念すべき「長崎おぢか国際音楽祭」を盛大に開催できるよう、準備を進めていただきたいと思います。

11月27日には、「第37回ふるさと産業まつり&ふれあい広場」が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、会場を設営しての物産販売やステージイベントを行う、従来の形式ではなく、今回も昨年度と同様に「大抽選会」と「子泣き相撲の映像配信」を行っております。大抽選会の配達スタッフ及び映像配信の出演者や協力スタッフ等、多くの皆様にご協力いただき、スムーズに運営することができたと伺っております。

実行委員会の皆様、協力スタッフの皆様、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症関連では、先の議会で予算計上させていただきました緊急事態宣言の発令や、まん延防止等重点措置の適用により、事業収入が大きく減少した事業者を対象にした、県独自の事業継続支援給付金につきましては、11月1日から11月30日まで、申請の受付を行ったところでございます。今後も状況把握に努め、感染予防の徹底を図りながら、県との連携事業など、コロナ収束後の観光活動を推進してまいります。

建設課関係では、定例9月会議以降、各課からの業務依頼を含め、工事9件、委託業務6件の発注を行っております。

主な工事は、小値賀島地区漁港機能保全工事でありまして、老朽化した簡易浮棧橋の補修工事を計画的に実施し、適正な維持管理に努めてまいります。

業務委託につきましては、特別会計の簡易水道事業及び下水道事業を令和5年度までに、公営企業会計へ移行させるため、資産整理・評価を実施する業務委託を発注しております。

その他、各課から依頼を受けている業務に関しましても、工事の発注に向け、随時準備を進めてまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

ご心配をおかけしておりました学校給食につきましては、調理員の研修期間を終え、9月27日から完全給食を再開いたしております。

小中高一貫教育の一環として、10月11日から22日までの間、「研究授業ウィークス」とし、6教科で研究授業が実施されましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、学校関係者と保護者に限定して行われました。今回は、中学3年生と高校1年生の理科の合同授業と高校1年生の国語の授業について、長崎県高校教育課からそれぞれ指導主事をお招きし、全体研修会の折に指導助言をいただいております。

「ふるさと留学事業」でございますが、繰越事業として建設中でありました「寮」の建設が、11月末で外構工事を除く整備工事が完成し、12月3日完成検査を実施しております。なお、留学生の引越につきましては、外構工事の進捗状況を見ながら実施したいと考えております。

来年度の留学生募集については、6月24日から10月1日の間で募集を行っております。募集期間中に、9件のリモート相談会を実施し、そのうち7名から申請書の提出があり、11月4日開催の「ふるさと留学協議会」において、書類での1次審査が行われ、11月末までに、4名の方が面接での2次試験を終え、12月中に予定されている「ふるさと留学協議会」において、最終審査が行われるとの報告を受けているところでございます。

社会教育関連では、11月13日に「第39回少年の主張発表大会」が開催され、小学生3名、中学生3名、高校生2名の発表があり、私も会場において発表を聞かせていただきましたが、内容も素晴らしく、それぞれの児童・生徒さんがしっかりと自分の意見を、自分の言葉で発表する姿に感動するとともに、これからの社会を担う人材に成長していくことを、大いに期待をしているところでございます。

公民館事業では、コロナ禍の状況を鑑みながら、10月から徐々に活動を始めたところでございますが、今後も感染防止対策を徹底し、事業の推進を図ってまいります。なお、延期しておりました「令和3年成人式」につきましては、12月26日に本町で開催することとしており、また、令和4年成人式についても、新年1月3日に開催するよう準備を進めております。

文化財関連では、10月7日開催の長崎県定例教育委員会において、沖ノ神嶋神社伝世陶磁器18点が、長崎県指定有形文化財に指定されております。現在、歴史民俗資料館にて展示いたしておりますので、是非、ご覧いただきたいと思っております。

最後に診療所関係ですが、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、コロナ患者搬送訓練の実施や院内感染防止と早期の受診・検査による、感染者の把握をする観点から、屋外に設置しております発熱外来診察室において、症状がある方へ積極的に「抗原検査」を実施いたしております。これからの季節性インフルエンザ流行を見据え、引き続き診療体制の適切な維持に努めてま

いります。

さて、先の議会でもご報告いたしました。7月末より田中所長が体調を崩され、入院・療養となっておりましたが、体調も回復され、先月より職場復帰をいたしております。この間応援医師を派遣いただき、診療体制の確保を図ってきたところがございますが、医師派遣にご協力いただいた医療機関・関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。今後も引き続き町民皆様が安心して診療を受けられるよう、しっかりと対応してまいります。

新診療所建設工事につきましては、杭工事が完了し、現在躯体工事に着手しており、型枠工事・鉄筋工事を行っているところであります。定期的な現場立会いや進捗確認会議を行っており、工期内完成に向けしっかりと取り組んでまいります。

本議会には、予算案を含め、議案14件、報告2件をご提案しております。

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、提案の理由につきましては、その都度ご説明いたしますが、詳細については担当から補足説明をいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上、前定例会以降、本定例会までの町政の重要事項について報告し、行政報告を終わります。

**議長（横山弘藏）** これで、行政報告を終わります。

### 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。2番・松屋治郎議員。 **松屋議員**

**2番（松屋治郎）** おはようございます。

「地域医療の要となる新診療所の開設運営に万全な対策を」というテーマで質問させていただきます。

令和2年度に着工し、令和4年5月に完成予定で同年度に新しい診療所が開設されます。

町民の方々も大いに期待している事と思います。開設運営には町民皆様の安心・安全に応えられる最善の体制で望んでもらいたいと思います。NHKのテレビで放送中の『青天を衝け』の主人公である渋沢栄一さんの言葉に次の様な言葉があります。「物事はすべて出発点が肝要であり、事業を計画するにあたっては念には念を入れて行い、又、事業の成否は「人で決まる」と言い、事前準備の中でも特に大切です。」と述べています。

医療従事者は人の命を守る為の最後の砦であり大変重要な存在であります。一方、地方、離島の医療体制は大変ぜい弱で、人口減少過疎化の要因でもあります。

その様な事から、長崎県町村議長会及び離島振興市町村議長会から、県知事及び県選出国會議員へ離島過疎地における医療対策の充実について次の様な要望書を提出しています。

- 1、オンライン診療、遠隔医療の整備。
- 2、医師の地域偏在を解消し医療提供体制の均てん化を図る。
- 3、医療の高度化に伴い高水準の知識及び技術の修得の為の研修機会の充実を図る。等を県・国に求めています。

そこで、次の5点について町長に伺います。

①医師、看護師、技師等を始めとする医療従事者の確保は十分か。又今後の確保、育成の為の具体策について伺います。

②先進技術、オンライン診療・遠隔医療を活用した診療体制の構築について伺います。

③診療科目について。

④働きやすい職場の環境の整備について伺います。

⑤おぢか薬局との連携、役割分担の可能性について伺います。

以上5点を、町長に伺いたいと思います。再質問は質問者席にて行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 松屋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問についてですが、医師や看護師などの医療従事者の確保につきましては、町民皆様が安心して医療が受けられ、元気に暮していただくためには、大変重要であると考えております。

現在の医療従事者は、常勤医師2名、看護師は会計任用職員を含め13名、放射線技師、検査技師、理学療法士がそれぞれ1名、また、会計任用職員で検査補助員及び看護補助員を1名ずつ配置し、20名となっております。そのほか薬局、厨房、清掃、事務職員を含めると、全体で32名の職員で診療所の運営を行っております。

最低でも現状の職員数を維持してまいりたいと考えておりますので、新型コロナウイルス感染症対応や職員の休暇、並びに定年退職などを考え、継続的なスタッフの確保に向けて努めてまいります。

医師につきましては、医師の派遣・斡旋を行っていただいております長崎県地域医療人材支援センターをはじめ、長崎県病院企業団等の関係機関とも連携しながら、常勤医師2名体制の確保に取り組んでまいります。

看護師につきましては、町ホームページでの通年募集やハローワーク及びナースセンターからの求人募集を引き続き実施してまいりますとともに、現在1名の看護師派遣に関わって頂いた「国際医療ボランティア団体」へ再度アプローチを行い、看護師確保に向けた取り組みを行ってまいります。

また、奨学金制度につきましては、制度の充実を図る観点から、現在、「新奨学資金制度」に係るワーキンググループを立ち上げ、庁舎内で検討を始めているところでございます。利用しやすく、且つ地元に残ってもらえるような制度にしてまいりたいと考えているところでございます。

医療スタッフの育成についてですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、医療スタッフ、特に看護師のニーズはこれまで以上に高まっており、質の高い看護師の育成が課題となっております。

診療所においては、感染症の現地研修やオンライン研修を行っていますが、看護師については県看護キャリア支援センター等からのオンライン研修に積極的に参加し、人材の育成にも努めてまいります。

2点目の、先進技術を活用した診療体制の構築についてですが、昨年7月にあじさいネットへ加入し、診察に必要な講習を昨年11月と本年2月に受講いたしました。

今年3月より、あじさいネットを利用できるようになっておりますが、まだ、利用が進んでいないのが課題でありますので、患者様からの同意を得ながら、オンライン診療を進めてまいります。

また、遠隔医療は相手となる専門医の医療機関との関係構築が必要でありますので、診療の支援を頂いております医療機関とオンライン診療の可能性について検討を行いたいと思っておりますし、県内大学病院と離島の病院とを結んだ遠隔診療の実証実験の取り組み事例もあるようですので、助言等を頂きながら新診療所で遠隔医療に取り組めるよう体制整備に向けて検討してまいります。

3点目の診療科目でございますが、現在、国・県に届出しております診療科目は、内科、小児科、整形外科、循環器内科、泌尿器科、精神科、眼科の7科目でございます。

内科以外の科目については、専門医を招聘し、専門外来を設けているところで、小児科については町民からのニーズに答えるため昨年度より、長崎医療センターより専門の先生に来ていただいているところでございます。

新診療所においても、現在の診療科目で届出を行うこととしており、引き続き専門医の招聘に取り組んでまいります。

4点目の働きやすい職場環境の整備ですが、医師につきましては、日夜非常に負担が大きい職種でありますので、長崎県地域医療人材センターや上五島病院より、定期的な応援医師の派遣をしていただき、医師の負担軽減に努めているところでございます。

看護師の働き方につきましては、外来診療のほか、病棟においては日勤・夜勤など変則的な勤務スケジュールのため、心身ともに大変な職種であると思っております。先般の働き方改革も踏まえ、改善できないか検討しているところ

ですが、抜本的な改善に至っていないのが現状でございます。

現在、看護師や病棟勤務は二交代制を取っておりますが、学校行事やこどもの急な発熱時などの場合でも、勤務変更できるようシフト編成を柔軟にして対応しております。

賃金においても、国において見直しの動きがあるようですので、確認をしながら待遇改善を図ってまいりたいと考えております。

新たな人材を確保するためには、働きやすい環境を整えていく事は必要であると考えておりますので、以前ご意見を頂きました、ファミリーサポートについて、現場の意見も聞きながら対応してまいりたいと考えております。

5点目の質問ですが、診療所内での薬の受取りには、時には待ち時間が長く患者様にはご不便をおかけしているところですが、院外の調剤薬局が町内に開設され、待ち時間の解消と効率化が期待されてるところでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大時に、臨時的にオンラインのみの診療とした時には、おぢか薬局と連携し、すべての処方を出外処方としたところがございます。

おぢか薬局で対応されております島外の医療機関の処方箋情報については、個人情報関係で共有することが難しいようですが、今後、新型コロナウイルス感染症を契機として、不測の事態がいつ起こるかも分かりませんので、院外薬局の利点等を考慮し、連携を深めながら、調剤処方の業務の平準化が図られるようにしてまいりたいと考えております。

お答えは以上ですが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 松屋 議員

**2番（松屋治郎）** ほぼ私の質問に答えてもらってると思います。しかし、あのちょっと、私も別な観点で質問させていただきます。

先進医療の必要性について伺います。本町は離島であり、また県下で一番小さな町であるが故に、医師・看護師等の確保は厳しい状況で、診療科目は限定され、町民の期待に添うことができないことも多く、島外の医療機関を利用せざるを得ない環境にあります。島外通院する…あの…島外通院に対しましては高齢化も進み、島外への通院は体力的・経済的に大変厳しい状況にあります。

そのような観点から、やっぱりあの…重複しますけど先進医療、オンライン診療・遠隔治療等を取り入れてですね、島外通院の体力的・経済的な負荷を取り除く、または軽減していただいてですね、やっていただきたいと思っております。

町長の改めての考えを伺います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** あの、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、その点につ

きましてはですね、島外の専門機関の医療機関等とですね、連携をしながら実施できるように今後検討を進めてまいりたいと。新しい診療所ができますので、そこでできるようにですね、整備を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

**議長（横山弘藏）** 松屋議員

**2番（松屋治郎）** 働きやすい職場環境の整備について伺います。

町も診療所は町立でありますね。だからあの町も町立である診療所と共に、問題点を点検し共有していただいて、町が主導してですね、賃金をはじめとする待遇改善、働き方改革等に積極的に取り組んでいただいて、職員が働きやすく、また長続きする職場となるようにしていただきたいと思います。そして町民の安心安全な医療体制の構築につながるようなですね、取り組みをやっていただきたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 町長

**町長（西村久之）** はい。あの…議員おっしゃるとおりですね、待遇改善につきましてはですね、積極的にやってまいりたいと思っておりますし、慢性的なマンパワー不足というのは例年ずっと以前からありますので、まだ議会の方にも諮ってはおりませんが、病院企業団のですね、そこに入るのもひとつの方法ではないかと一応考えておりますけども、そのメリット・デメリットの方を、まだ十分検討しておりませんので、その点をもし、それでいいということであれば、まあ病院企業団にも入ることもできるように、こちらの方で協議してまいりたいと思っておりますので、その点につきましてはですね、今後皆様ともご相談することがあると思いますけども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まあ給料面とかこういう待遇面につきましてはですね、一生懸命勉強してまいりたいと思っております。

**議長（横山弘藏）** 松屋議員

**2番（松屋治郎）** えーと今後のですね、医療従事者の確保策ですね、これについてあの…前、五島市の例をもって町長に質問したことがあるんですけど、やっぱり平成元年からこれまでですね20人。奨学金制度を利用しておると。その中に4名が診療所、1名が健康管理センターですか、5名しか残ってないと。じゃあ後の15名ということになりますけど、大変もったいないと思うんですね。せつかくそこまでやっていただいて、その後が続かないと。だからあの…先ほども言ったように、五島市の例を検討していただいて、例えば、このようなことで免許を取って小値賀に就職した場合には10年間、何らかの補助をですね、五島市では月3万の10年間。これを給付してます。してるんですね。そのようなことまで考える余地はないか伺ひます。



議長（横山弘藏） 町 長

町長（西村久之） あのその点につきましてはですね、私達行政の方もですね奨学金を出してせつかく就職したのに途中でお辞めになって、まあ…いろんな事情があるとは思いますが、辞めていかれる方もおります。先ほどちょっと話しましたが、病院企業団の方にですね、もし入った方がよいということであれば、うちで奨学金を出してもですね、その病院企業団の中で、まあ…長崎県でこう全部入っておりますので、入ってる町村では移動ができるわけですね。例えば小値賀町に3年おって、次はどの方が来るかそれは企業団の方が人事を行いますので、そういうふうになるんですけども、慢性的な看護師や医師の不足にはならないと私は考えておりますけども、入った方がいいのか悪いのかということにつきましてはですね、先ほど答弁しましたが十分検討してですね、今まで入ってないので、何か入ってない理由があるのではないかなというようなことも考えておりますので、検討しながら進めてまいりますし、先ほど奨学金制度のですね新しい委員会を立ち上げておりますので、その中で有意義に使ってもらえるようにその制度自体も見ていきたいと考えているところでございます。

議長（横山弘藏） 松屋 議員

2番（松屋治郎） えっと、それとあの…育成策ですね、育成策としての研修制度の必要性、または充実していただきたいと思う点があるんですが、医療は近年、目まぐるしいほど進歩しており、その進歩に対応すべく医師・看護師・検査技師はもちろんのことですが、診療所勤務のもの全てがあ…スキルアップを図るために研修する必要があると思うんです。それで研修制度を確立して、それぞれの仕事でですね、ベストを尽くせるような環境を作ってあげると。そして町民の健康と、安心・安全な医療に繋げるというようなことを目指してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（西村久之） はい。私も全く同感でございまして、やはり医療スタッフのスキルアップという面につきましてはですね、積極的にあの研修制度に参加してもらいたいと思っておりますけども、先ほど言いましたようにあの…マンパワー不足でですね、なかなかその研修に行けない方もおられますけども、今、オンラインで、研修会ができるようになってるので、それなども活用しながらスキルアップに努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（横山弘藏） 松屋 議員

2番（松屋治郎） まあ普通「検討します。」という答弁が多いんですが、「検討します。」でほんとに検討したんだろうか、というような今まで疑念がいつ

ばいあるんですね。もう検討じゃなくて「やります。」というようなことで、そういうことを目的です、目標にして頑張っていたきたいと思います。お願いします。それでは終わります。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 先ほどから「検討します。」ばかり本当に言っておるみたいですが、一応やる方向です、やる方向で皆さんと協議をして実施する方向で頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

**議長（横山弘藏）** これで、松屋治郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午前 10 時 46 分 —  
— 再開 午前 10 時 48 分 —

**議長（横山弘藏）** 再開します。

続いて3番・宮崎良保議員。

宮 崎 議 員

**3番（宮崎良保）** おはようございます。

質問通告にしたがって質問をいたしますけれども、今回は「観光産業の整備」と「インフラストラクチャーの整備」の二通りに分けて質問をいたします。一部では関連するかもしれませんので、よろしくお願いします。

先月よりコロナ感染症も、新種のオミクロン株が心配はされますけれども、全体としては下火となって本町を訪れる観光客も多く増えつつあると聞きます。観光対策は本町の農家や漁家の高齢化に伴い、外貨獲得において大変重要な事業であります。コロナ感染症も収まりつつある中で、安心安全な観光を推進する必要性から、その対策について質問をいたします。

まず昨年11月に、観光資源の総点検がありました。私も心配していましたが、2回目も実施するということでありましたけれども、先ほどの町長の答弁で9月に開催されたようでございます。その後の対応が曖昧となっているようでございますので、今後も実施していくのか、総点検で問題になった箇所について、今後の対応策についてどのように考えているのか質問をいたします。

次に、野崎島にある神嶋神社の海岸にある鳥居及び旧野首教会の修理について、伺います。

野崎島の海岸に設置された、沖ノ神嶋神社の鳥居が倒壊したままであると聞きます。当該鳥居は数年前も壊れて、修復するため小値賀町の文化財に組み入れ修理をしましたけれども、今年の台風により倒壊したままの状態となっております。今後の対応をどのように考えているのか伺います。

また、世界遺産である旧野首天主堂内部の痛みが大きく、現在訪れる人は中

に入れない状態だと聞きます。日本を代表する世界遺産であり、重要文化的景観の枠内で保護され、NPO法人においては「日本で最も美しい村連合」に入っている貴重な文化財であります。早急な修復が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

重要文化的景観と日本で美しい村としての考え方を伺います。文化的景観は日々の生活に根差した身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気づきにくいものであります。そこで、文化的景観を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で守り次世代へ継承していくことができるとしております。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県または市町村の申し出に基づき、重要文化的景観として選定をされております。

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更しあるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により文化庁長官に届けるということにされております。現在、令和3年10月11日の官報告示時点で、全国で71件の重要文化的景観が選定され、長崎県では佐世保市の黒島文化的景観、平戸市の文化的景観、小値賀諸島の文化的景観、五島久賀島の文化的景観、長崎市外海の石積集落景観、新上五島町の浦ノ崎の五島石集落景観と北魚目の文化的景観の7件しかありません。注意して見ると、世界遺産に登録されている地域と推測をされます。その登録の重要性を町民にも認識していただくことが重要と思いますが、町長の考えを伺います。

また本町は、日本で美しい村連合に加入をしております。NPO法人日本で最も美しい村連合は、2005年・平成17年にですね、7つの町からスタートし、小さくても素晴らしい地域資源や美しい景観を持つ村の存続が難しくなってきたのを憂い、カルビー製菓株式会社の松尾雅彦元社長と北海道美瑛町の浜田町長が発起人となって、北海道美瑛町を中心に7町村から始まったと聞きます。それが現在、全国では61カ所、長崎県では、九州では9町村、長崎県では小値賀町のみです。現在小値賀町の素晴らしい景観を維持し、将来に残していこうとすることは、本町にとって町民の自覚や全国にPRする面でも大変意義のあるものだと推察をします。町長の考えを伺います。再質問があれば、質問者席で行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、観光施設総点検につきましては、行政、おぢかアイランドツーリズム協会、担い手公社、商工会の参加のもと、第1回目を令和2年11月18日に実施いたしました。その際には、宮崎議員にもご参加をいただいております。

また、今年度は9月1日に古民家などの公共的な観光施設の点検を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、行政職員及びおちかアイランドツーリズム協会の計7名と、人数を絞って実施したところでございます。

本来であれば、昨年度の観光施設総点検実施後に「小値賀町観光まちづくり協議会」を開き、関係団体で点検結果の共有や、指摘箇所の対応方法等を協議すべきところでしたが、実施できておりませんでした。

このことを踏まえ、今年度は11月25日に協議会を開催し、「令和2年度及び令和3年度の観光施設総点検結果」、「観光案内板の修繕、撤去」、「牛に注意看板設置」などを議題として、報告及び協議を行なっております。

なお、昨年度の点検で指摘を受けておりました、赤浜園地のあずまやにつきましては6月に解体工事が完了し、観光案内板につきましては修繕と撤去の発注の準備を進めているところでございます。

議員お尋ねの観光施設総点検につきましては、今後も毎年度実施していくこととしており、点検で確認された問題点、例えば観光案内板を撤去とした場合、そのあとに新たな観光案内板を改めて設置する必要があるか、設置する場合のデザインをどうするか、設置場所が観光客の皆さまにとって利用しやすいものか、交通安全上や景観上の問題がないかなどを協議会に諮ることで、行政だけではなく、観光団体、民間事業者などから広く意見を求め、必要な対策などを予算措置し、改善に努めていくことといたしております。

今後も、地域住民、民間事業者、各種団体、行政機関等が連携していくことで、町固有の資源である豊かな美しい自然、文化財等の保全と活用を図り、持続可能な観光まちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に2点目の「野崎島にある神嶋神社の海岸にある鳥居及び旧野首教会の修理」についてですが、神嶋神社の海岸にある鳥居については、延宝8年（1680年）に建立された肥前型鳥居であり、平成23年に国選定重要文化的景観「小値賀諸島の文化的景観」の野崎島エリアにおける重要な構成要素として登録されており、本町としても重要な文化財と認識いたしております。

現在、その沖ノ神嶋神社肥前型鳥居については、令和2年9月に上陸した2つの台風の影響を受け、倒壊している状況にあります。

町としては、適切な修理を推進していく意向であります。所有者であります、六社神社宮司様のご意向もお聞きし、どのような工法で修復し、その場合にどれぐらいの工事費がかかるのかをお示していただき、今後の方針と修理や保存へ向けて調整していく考えでございます。

また、本町の文化的景観保護推進審議会での協議をはじめ、専門家からのご意見等をお聞きしながら、所有者と協議してまいります。

次に、「旧野首教会の今後の修理」についてですが、旧野首教会は、昭和 46 年の廃村を機に廃村化した教会堂を昭和 62 年度と 63 年度に大規模修繕を実施して、現在に至っており、以降 30 年以上が経過していることから各部材の損傷が進行し、建物の保存に支障をきたすレベルに達している現状でございます。そのような現状を受け、令和 3 年 6 月より内部立ち入り禁止及び利用を中止しているところでございます。

今後の修理方法については、長崎県指定文化財でありますので、長崎県と連携して協議を行い、国の補助制度の活用も視野に入れながら効果的な施設の修理を行う予定で、現在、文化庁及び長崎県学芸文化課とも情報共有を図っております。また、本町文化的景観保護推進審議会にも、事前の協議を行っている状況でございます。

次に、「旧野首天主堂の今後の保存に関する対策」でございますが、ご承知のように旧野首教会は、平成 30 年 7 月に世界文化遺産の登録を受けた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「野崎島の集落跡」に存在している長崎県有形指定文化財でございます。また、国選定の重要文化的景観「小値賀諸島の文化的景観」の野崎島エリアにある重要な構成要素の建造物です。旧野首天主堂については、今後、保存・活用していくことは、町としての責務であると認識しており、適正な保存活用へ向け推進を図る所存でございます。

次に、「重要文化的景観と日本で最も美しい村としての考え方」についてですが、まず、重要文化的景観については、本町第 4 次総合計画における「豊かな教育と文化のまちづくり」の主要施策として、「世界文化遺産の保存・活用」を謳っており、登録後の資産の適切な保存と管理を推進していく考えでございます。また、そのことで、町民が自分たちのまちに誇りを持つことで、持続可能なまちづくりの推進にもつながることと思っております。

次に、「日本で最も美しい村」は、素晴らしい地域資源を持つ美しい町や村や地区が、「日本で最も美しい村」を宣言することで自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行い、地域の活性化と自立を住民自らの手で推進していくもので、小値賀町は、平成 21 年 10 月に連合に加盟しております。

重要文化的景観も日本で最も美しい村も、生活の営みにより形成されてきた景観・環境や地域の伝統文化を守り、これらを活用することで観光的付加価値を深め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的といたしております。小値賀の美しい町並みは、議員おっしゃるとおり、当町の貴重な観光資源でございますので、重要文化的景観における国の財源措置、美しい村のブランド力をうまく活かしながら、これからの観光産業の整備に一層力を入れ

てまいりたいと考えております。

お答えは以上ですが、細部にわたる質問については担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 詳しい答弁をいただきましたが、まちづくり協議会のことで若干質問をしたいと思っております。

まちづくり協議会はもう何年も前からですね、私は早く開け開けと言っておったんですけども、やっと先月ですか、11月の25日に開催したということで一安堵しておりますので、このことについてちょっと質問をします。

何人この協議会に参加しているのか。その主なメンバー、その協議内容については若干先ほど町長が言いましたけれども、私も観光資源の総点検には参加をしまして、さまざまな問題点も提言したつもりであります。

その中で、あそこは歴史民俗資料館かな、は前々回の前回の時に質問させていただきました。そのように本町にとってですね観光資源の在り方についてもうちょっと、もうちょっとこう手薄になってる、いわゆる曖昧になってるのかなあという気がいたしますので、その辺の協議の在り方について若干質問したいと思っております。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（松崎久幸）** お答えいたします。

観光まちづくり協議会につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり11月25日に実施しております、今回の参加者につきましては委員さんが7名となっております。参考出席といたしまして議員の方4名にもご出席をいただいているところでございます。

で、協議内容につきましても先ほど町長の答弁にあったとおりですね、昨年度の報告の点検結果とか、今年度の観光施設総点検の報告をしたところございまして、あと協議したことにつきましては、今年度ですね観光表示板とかの撤去をすることになってございます。その撤去した後に新たにその看板を設置する必要があるかとかについて一応協議をさせていただきました。

内容といたしましては、例えば姫の松原に看板があったんですけども、今廃止されております。あと牛の塔のところ、あと黒島園地ですね、こちらについて一応看板の修繕といいますか撤去を考えていたところなんですけども、そのあとにつきましても一応看板の設置が必要ということを一応協議会の中で諮って結審していただきまして、来年度予算措置に向けてこの看板の新設についても一応検討してまいりたいと考えております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** えーと、まちづくり協議会のメンバー7名ということでは

たので、4名が議員あとは役場職員ということで、他の例えばIT協会とか、農協・漁協の代表とかですね、は、いらっしゃらないのかお聞きします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（松崎久幸）** 正確に、お答えさせていただきます。

今回協議会に参加していただいた中で、近藤副町長とですね産業振興課長である中村課長、私、建設課長、総務課長、教育委員会の教育次長ですね、それとNPO法人のアイランドツーリズム協会の理事長、それと商工会の方は、すいません今回欠席となりました。あと担い手公社となります。で、今回欠席された中で、チャーター事業者の3名の方もいらっしゃいますが、総計でえーと11名ですかね、えーとそうですね12名ですね、で協議会を設置しております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** えーこの協議会はもうほんとに重要なものですね、町民一体となった協議会ですね、町民と一体なった観光施設の整備を行わなければいけないのかなあという気がいたしますので、この件についてはですね、今後どしどしとですねメンバーを増やしながら参考人を呼びながら協議をしていただきたいと思います。

で、先ほど看板の設置等々についていろいろ伺いましたけれども、看板設置については非常に重要なことだろうと思います。我々小値賀町民の方はですねそこにあるからわかるんですけども、初めて来た観光客については、それがないと全くわからない状況だと思います。

先月、先々月でしたかね、笛吹の方で神嶋神社に行きたいという方がおまして、笛吹の誰かは知らないんですけども、舟瀬の道を通ったら空港に行く看板があるから、そこを右に行って突き当たったら左に行けば行きますよみたいな簡単な方法で言ったそうです。ところが観光客は、あの一細川建設の車両置き場に看板がありますので、あそこを右に曲がって空港の方に行っちゃったという笑い話みたいなことがありますので、やはりきちっとした看板はですね、今後も重要なかなと思いますので、ある観光看板を修復するんじゃなくて新たにですね看板の設置も必要なかなと思いますけども、その辺はどうですか。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（松崎久幸）** はい、議員ご指摘のとおりですね、観光客の皆様にとってもですね、わかりやすい看板・案内図は必要かと思います。でまたその辺につきましては、行政だけじゃなくて、観光団体であるアイランドツーリズム協会や商工会など広く意見を求めながらですね、設置場所についても協議会に諮って今後の設置について検討していきたいと考えております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 次に野崎島神嶋神社の海岸にある鳥居なんですけども、こ

こは若干宗教団体のことで行政等々もなかなか手が出しにくいということもあるかと思ひます。しかし貴重な文化財として先ほど町長も言ったように、今後の修復については検討していきますよということですので、早急にですね対策を練っていただきたいと考えております。

次に、旧野首天主堂のことなんですけども、ここは数年前から中がですね、もうぼろぼろの状態、観光客が中に入れないう状態になっております。観光客が来てもですね、外から見るだけでなかなかその実感ちゅうのが湧きにくい。やっぱり中に入ってその綺麗なステンドグラス等々を見ながらですね、その雰囲気浸っていくことが重要な観光資源だろうと思うんですけども、それができない状況になっている。これは国の指定世界遺産ですので、なかなかこう小値賀町だけで検討するということも非常に難しいことなんでしょうけども、やはり県なり国なりの尻を引っぱたいてでも、早急にこの修復に向けて行動してほしいなと思ひますけども、その辺どうでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

まず1点目の鳥居の件でございますけれども、先ほど町長が答弁をいたしました、所有者である六社神社様とですね協議を2回ほどさせていただいておりますが、まあ今後につきましても、今あの専門家の方にご意見もお聞きしてるところでございますし、どういった工法で修復するのが一番ベストなのかと、またその事業費の関連もございまして、その辺をあの所有者とですね、しっかりと協議しながら今後早急に対応を考えたいと思ひます。

2点目の教会につきましても、やはりあの安全性をですね第一に考えておりますので、ここもあの県の有形文化財ということで、現在、国・県とも情報共有しておりますので、その辺今後、まずは安全性の確保ができた上で、どういふ修復がいいのかということも関係機関と連携しながら対応を進めてまいりたいと思ひます。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** え…野崎に来る観光客のですね8割9割はもうその旧天主堂を観たいという方が多いのでございまして、そこを観れないというのは非常に観光資源として今後のPRにも支障が出るのかなあという気がいたします。やはり確かにいろいろ問題はあろうかと思ひますけども、私達議会としても協力はしたいと思ひますので、その早急に検討を始めていただければなと思ひます。

あんまり長く質問しますと2問目が時間が無くなりますので、この辺にしときますけども、最後にあの文化的景観の中で重要文化的景観の維持について町長に伺いたいと思ひます。このことについては、前回の議会の時でも質問をい



たしましたけれども、やはり重要文化的景観に指定されることによって、世界遺産 ICOMOS に申請をされ、世界遺産が登録されていると聞きます。ですので、前回小西邸だったんですけども、この野崎島の教会等々についてもやはり重要な重要文化的景観にひとつであろうし、また各集落、笛吹の、町の中でもですね、非常に危険な物件があるかと思うんですけども、それは危ないからといって取り壊すというのはちょっと文化的景観の配慮が足りないみたいな感じがいたしますので、この辺をどう今後修復っちゅうか維持していくのかですね、これは重要文化的景観が登録が抹消されると、世界遺産にも関係がございますので、その辺は十分に検討していただきたいなあと思っておりますけども、どうですか。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** お答えします。

あの…その構成資産につきましてはですね、先ほどから各担当課長も答弁したとおり、もう修復することで進めるんですけども、その方法とかですね財源につきましては、県の指定でありますとか国の関係がありますので、その辺は調整をしながら進めてまいりたいと思っておりますし、この重要文化的景観の中の構成資産につきましては、今、文化的景観保護推進審議会というのがうちの中にありますので、事前にですね、そこにこんなことをするというので協議をしてもらってですね、その意見を尊重しながらですね、県や国に働きを掛けていきたいと考えておまして、以前私もあの、もう壊れかけているんで壊した方がいいんじゃないかというような答弁もございましたけども、私も反省しておまして、保存していく方向でですね審議会の意見を尊重しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

**議長（横山弘藏）** 宮 崎 議 員

**3 番（宮崎良保）** 重要文化的景観についてはですね、やはり十分に検討しながらですね、やっていただければ、もうこれが登録が抹消されると大ごとになりますのでですね、これは私の地区、唐見崎集落でもそうです。前年度の台風でかなり傷んで、取り壊すか何かしなければならぬ家屋が何件かあります。しかし、まあどうにもできない状況になっております。それはどうしたらいいのかなという検討は我々としてもしなければいけないのかなとは思っておりますけども、その辺もですね十分検討していただければなと思います。

まあそういうことで、第 1 問目の質問を終わります。

**議長（横山弘藏）** しばらく休憩します。

— 休憩	午前	11 時	15 分	—
— 再開	午前	11 時	15 分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

宮崎議員

3番（宮崎良保） えー2点目の質問に入りたいと思います。

インフラストラクチャー整備、いわゆるインフラ整備ですね、について伺いたいと思います。

近年大型の予算編成が目立つ中で、町民の安心安全な生活を守るための身近な方策が曖昧ではないかと思われま。今後、町民の安心した生活の維持のための対策の考えを伺います。

通学路におけるガードレールの安全性についてですが、現在、県道・町道には安全対策として多くのガードレールが設置をされております。まあしかし、長年の経年劣化によりだんだんと錆が目立ってまいっております。観光による交流を推進している本町にとって、自信を持って観光を楽しむ状況ではありません。今後の対策をしなくてもいいのか伺います。

また、通学路の安全性を確保するための危険なブロック塀などを撤去する指導がっております。その中で、牛渡地区のブロック塀の取り壊し指導により、取り壊しておりますけれどもその後の対応がなく、現在、町民の厚意でトラロープがその箇所を目立たせております。しかし当該箇所は先の見えにくいカーブになっており、安全性が確保されるとは言えません。早急に対応していただきたいと思ひます。

次に、カーブミラーの設置状況について伺ひます。例えば柳郷庵の山バス停の変形4差路があります。福泊方向から侵入してくると、姫の松原方面から直接奥泊方向へ進行している車の把握が見えにくく、危険であるということがあります。このような箇所が他にないのか、まあ必要性はないのか伺ひたいと思ひます。

また、町内一円に整備しているガードレールが錆の多い箇所があるが、整備計画について、今後必要ではなからうかと思ひますけども、その考えを伺ひます。

カーブミラーにも関連がありますが、町内一円にある標識及びカーブミラーの老朽化により、腐食して危険な箇所が多くあります。壊れた支柱がそのままの状態だととても危険だと感じます。特に通学路にあたる腐食した支柱は、撤去しないと大きな事故の危険性もありますので、その対応をしていただきたいと思ひますが、町の考えを伺ひます。

次に庁舎へのエレベーターの設置はないか、考え伺ひたいと思ひます。近年、高齢化によって各地区・各団体や議会の傍聴など、3階までの行き来に支障が出てきております。役場職員についても各種資料や資材の移動にも円滑に行われているとは思ひません。

また重要なことは、たんぼぼ荘から役場へ移動するのにタクシーを利用して

いると聞く。たんぼぼ荘と庁舎2階を併設にし、そこにエレベーターを設置すると移動が円滑にいくのではないかと考えております。今後エレベーター及びたんぼぼ荘とスロープ等で繋ぐことはできないか、今後の計画をお願いしたいと思いますが、町長の考えを伺います。

再質問があれば、質問者席で行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「牛渡地区のブロック塀倒壊後の安全性について」ですが、ご指摘の場所は牛渡地区の一般県道小値賀循環線脇の老朽化したブロック塀除却後に、現在所有者がロープを張って安全対策を行っておりますが、このまま放置しておくとも景観上も良くないと考えております。しかし現場は県道と宅地との高低差が約1メートルで、ガードレールの設置までは必要ないのではないかと考えており、今後の対応につきましては、ドライバーの支線を誘導する支線誘導標識等の設置について道路管理者である県北振興局へ要望し、安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の「柳庵の山バス停のカーブミラーの必要性」ですが、現場は中村地区から柳地区に直進する県道に一旦停止線が引かれており、町道笛吹柳線が優先道路となっております。

カーブミラーを設置するとなると、庵の山バス停の敷地内に設置することが望ましいと考えますが、桜などの木々が障害物となりカーブミラーの視線の確保が難しいと考えております。また、カーブミラーを設置することでカーブミラーを過信して、一時停止せずに交差点に進入する車両があるかもしれませんので、今後もカーブミラーは設置せずに、現状の交通ルールに沿った安全運転をお願いしたいと思っております。

3点目の「町内一円に整備しているガードレールの今後の整備計画」についてですが、今年度、道路維持費の修繕料として330万円を頂いており、道路舗装及びガードレール、カーブミラーの修繕を実施しております。

毎年、カーブミラーの修繕・更新については、損傷の程度や地区からの要望により取替等を行っておりますが、町道に設置したガードレールの総延長は、約4,800mあり、対応が追い付かない状況でございます。今後も限られた予算の中から、計画的に修繕・更新工事を実施するとともに、より財政的に優位な起債等も探しながら、地域住民の交通安全の確保を図ってまいります。

4点目の「町内一円にある標識及びカーブミラーが老朽化により腐食している箇所の対策」ですが、町内のカーブミラーについては、町所有物と個人が設置した物が混在しており、管理を難しくしております。

本町では、台風通過後に方向が変わってしまったカーブミラーの方向修正や、

倒れたカーブミラーについては復旧工事を実施しておりますが、もともと一時停止すれば、見通しの良い交差点に設置されたカーブミラーについては不要と判断し、修繕を行っておりません。しかし、腐食した支柱をそのまま放置すると倒れる危険性がございますので、早急に撤去作業を実施してまいります。また、他にも同様の物件が見られるため、業者に撤去のお願いをしているところで、今後も修繕及び撤去について適切に対応してまいります。

5点目の「庁舎へのエレベーターの設置の考えはないか。」についてですが、まず、「高齢化により各地区・各団体の会議室への移動に支障がある。」ということですが、議員のおっしゃるとおり、高齢者や障がい者にとって庁舎の階段の昇降については、支障があることはよくわかっております。

ただ、設置するにあたっては町民の意向が一番と考えておりますが、その利用頻度や必要性、設置する場所や財政負担やその後の維持管理費、工事期間中の職員の業務や来庁する町民への影響など多くの問題もあることから、慎重に検討させていただきたいと思っております。

会議等については、福祉センターの会議室や離島開発総合センターの会議室などを利用することなどで、移動に支障がないような庁舎以外の施設への活用も考えてまいりたいと考えております。

次に、「たんぼぼ荘と庁舎2階への道を併設し、エレベーターを設置しては」ということですが、たんぼぼ荘は60歳以上の高齢者等で独立して生活することが不安な者が入居できる施設で、基本的には身の回りのことが自分でできることが入所の条件であります。近い場所にありながら、役場までタクシーを利用するということですが、入居者が、役場へ車でしか移動ができない状態であれば、介護保険を活用してヘルパーなどに用事を頼めることができます。

また、施設の管理人さんに相談したり、移動が困難であれば担当課に電話でご相談いただければと思っております。

ご質問の庁舎2階への道の併設についてですが、一部の町民しか利用できない施設の設置は、他の住民のご理解も得られないものではないかと考えておりますので、今のところ設置は考えておりません。

お答えは以上になりますが、細部にわたる質問については担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** え…今答弁をいただいておりますけれども、やっぱりガードレールの設置から、ちょっと質問をしたいと思えます。

ガードレール設置についてはですね、やっぱり経年劣化で特にその白いガードレールのところが非常に錆が目立ったり、下の方はもう腐れてですね、ぷらんぷらんしてるちゅうところもあります。ま、そういうところは順次、先ほども言

ったように修復されてはいるんですけども、やはり白いガードレールと新しいガードレールが併設して修理されておりますので、非常にこう醜いちゅうか、恰好が悪いみたいな感じがありますので、替えるならもうスパーっと全部替えた方がいいのかなという気がいたします。そういった対策をですね、今後必要かなと思いますけども、どげんでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

やはり、限られた予算の中で決行しておりますけれども、次に更新していく時にはですね、あの今設置しております、あのシルバーの亜鉛メッキ仕様で順次更新、対応していきたいと考えております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 今あの現在更新というのは、あの地区からの要望があって、はじめてこうやっているのが主なものだと思うんですね。それでは、地区から要望というのは、日々その辺を見てますので、あんまり感じないわけですね。ですので、先ほども言ったような、あの一観光資源を調査するみたいな感じで、そういった方面でこういったものも調査してほしいなあという気はいたしますので、今後の対応をよろしくお願いをします。

で、牛渡のガードレール…あのブロック塀を取り壊してですね、今トラロープ、黄色いロープで張ってですね、やっているんですけども、草がはびこってそれもなかなか見にくい状況になっております。やはりあそこは、さまざまな条件があると思います。崎永さんの土地ですので個人所有の土地ですので、なかなかできないとか、ですので県道ですのでなかなか小値賀町ではどうでしょうかとかありますけれども、やはり安全確保の面ではですね、こっちの笛吹方面から行くとやっぱり見えにくいんですね。だから目立つんですよだから。だから何とかあの辺をですね、サツときれいに整備していただければなあという思いがいたしております。

私も建設課に行って、それも要望もしました。しかしそこは、学童…学童とか通学路だから教育委員会だよと言われてまして、教育委員会に行ったら、そこは個人の所有物だからですねえつうような嫌な顔、嫌な顔じゃないですけども、ちょっと頭をひねられた感じです。

やはり町民の安全安心、町民だけじゃなくて今後、観光客が来るのであれば、その観光客の安心安全も含めてですね、やはりきれいにしていきたいと思っておりますけども、その対策がないのか伺います。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

観光施設の総点検にまいりまして、ガードレール・カーブミラー等のもので

総点検をいたしまして、全体的な把握をまずしたいと思います。その中で優先順位を付けてですね、あと景観に配慮しながら順次整備をしていきたいと思っております。

町道に関しましては、町の方で年次計画は立てられると思いますけども、県道につきましてもこちらの方で総点検をいたしまして、今の状況とこれからの整備要望と言った形でまとめてですね、計画を立てていきたいと思っております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 牛渡のことについては、まだ何の協議もしてないんですか。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

牛渡についてはですね、地区の方から要望があったという旨は伝えておりますけども、えっと建造につきましても、その道路とその用地の高さの差、何メートル以上についてはガードレールを設置するとか、いろんな基準があるようです。ですので次回、県の担当が来島した折にですね、実際に現場を見ていただいて、その中で判断していただこうというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** わかりました。よろしく願い申します。

庵の山のカーブミラーの件について伺いたいと思いますけども、やはりあそここのカーブミラー、あの交差点は非常に危険な箇所だと私は認識しております。私も何べんもこう通るんですけども、やはり平井商店の方から来ると、姫の松原方面から柳に行く方面は皆さん注意していくんでしょうけども、奥泊の方にスタット下りますよね、あの辺、直接下りる人が、特にバイクの方が多いんですけども、非常にヒヤッとすることがあります。その辺、あそこにカーブミラーがあれば、もうちょっとこう把握できるのかなあという気はいたします。確かにあそこに一時停止があつてですね、ありますけれども、白いラインですので、あれは注意勧告のラインですよ、ですのでそういう面じゃあ三方坂もそうですね、あそこも一時停止があるんですけどもカーブミラーが3つも4つもあります。ということですので、それが理由にはならないと思うんですけども、やはりそこに設置しろとは言いません。そういった箇所がないのか。他にですね。私もちょっと小値賀町をこう周る機会もそうありませんので、把握できないんですけども、やはりそういうのがあつたら困るなあということがあつたので、質問をいたしましたので、よろしく願いをします。

え一次に壊れた支柱ですね、道路標識かカーブミラーかわかりません。一番目立つのは三方坂のあの旧カトリック幼稚園側の内側に新しいカーブミラーがあつて、その隣に、腐食した支柱があります。そういったところ此処あります。

私が把握してるところでも、さっき言った三方坂の三差路ですね、そして吉村重利さんの入り口、ここは個人のもんだろうと思います。で、旧金子商店のバス停、バス停ですね。あれはバス停の屋根の支柱の壊れたものかなと思います。で、松尾猛男さん、先ほど言った牛渡のですね、ところの三差路ですか。松尾猛男さんと崎永さんのところなんですけども、その三差路にもあります。しかしもう草でわかりません。よく見ないとですね。で、友建設の事務所前、木場のバス停のところ、赤浜公園の入口と、前方方面だけでこんだけあるんですよ。小値賀中に行けば全体的にもっとあるのかなあという気がいたします。確かにちょっと県道私道の制約はあろうかと思いますが、やはりできるところから早急に撤去してもらわないと危険だし、見栄えも悪いしですね、自信を持って観光客に来て下さいみたいな感じになれませんので、その辺の対策をお願いしますが、どうですか。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 承知しました。

町内にですね、全部でどんだけあるっていう調査をですね、早急にさせまして、対応できるものは順次対応してまいりたいと考えております。

**議長（横山弘藏）** 宮 崎 議 員

**3番（宮崎良保）** はい、よろしくお願いをします。

次に、庁舎エレベーターについて質問をします。あと5分しかありませんので、もう1回ぐらいかなあと思いますけども、やはり各地区の団体等々の会議がもう3階に集中してるんですね。確かに、先ほど町長が言ったように、福祉センターや離島開発センターの会議室もあるよとは言いますが、その利用率は非常に少ないと、やはりここが多いんですね。そういった面じゃあやっぱり必要なと。先ほど言った、たんぼぼ荘から併設していくと、いろいろ考えんとそこまで行けるんですから、円滑に利用するってなれば一番いいのかなあと思います。私も数年前、群馬県ですかね上野村に行ってみたところ、その福祉センターも病院もそういった移住センターもですね、一本の廊下で繋がっておるんですよ。非常に便利なんです。やはり小値賀の場合は病院も協議会も、遠くにありますので、なかなかそういったことはできないと思うんですけども、やはりできるところからやっていくのが、町民に対してのサービスかなあと思います。まあ今確かに、一定の方々しか利用しないんですけども、将来的には我々も利用するかもしれないので、そういった面においては公共的な政策かなと思いますので、一度そういったですねことのアンケートなりをですね、やっぱとってですね、いただければなという気がいたしますけれども、どうですか。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 先ほどもちょっと答弁しましたけれども、各会議につきましてはですね、できるだけエレベーターを使わないように、各既存の施設をですね、会議室を利用していただくようにこちらでも配慮をいたしたいと思っておりますし、一番問題なのは議会傍聴ができないという方がおられると思っておりますけれども、議会の傍聴につきましてはですね、あの…例えば離島開発センターの町民ホールでだとかですね、そこにリモートでですね、映して傍聴していただくというようなこともできるようになりますので、その点でほんとはそのエレベーターというのは、建物を建てる時に議論するべきではなかったのかなあと思っておりますけれども、もう建築から35年経っておりますので、その時にはたぶんそういうようなエレベーターを付けた方がいいんじゃないのというふうな意見もあったと思っておりますけれども、付けずに現在まで来ておりますので、あの今から付けるのは可能だと思いますけれども、その必要がないような配慮の仕方をしていきたいと思っておりますし、私の中では、今エレベーターを付けるというような考えはございません。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 町長の考えはわかりました。町長の考えが変わることを、お祈りしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（横山弘藏）** これで、宮崎良保議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩	午前	11 時	38 分	—
— 再開	午前	11 時	42 分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

続いて4番・黒崎政美議員。

黒崎議員

**4番（黒崎政美）** 私は、生活困窮者の救済について、質問したいと思います。

これ、あの町長に生活保護とはどういう…何か、どういう認識をしているか。誰でもわかっているような、馬鹿にするなよというような質問をしておりますが、後々の質問に関係がありますので、お許しを願いたいと思います。

あの…生活保障というのは、怪我とか疾病とか老齢によってなかなか働くことができない。それで憲法25条にいう「すべての国民は健康で文化的な生活をする権利がある。」というふううたわれております。質問のあれもそういうことなんです、私は、本町がどういうふうにしてそういう施策をしているかと、若いころからずっと気になっていたんですけども、生活保護等に関してはどなたもあんまり質問はなかったと考えております。

で、生活保護者よりも、もっと苦しい生活を余儀なくされている人もいるの



はご承知だと思います。20歳から60歳未満まで年金を納めて、それでもう60歳になって働かれんごとなったから、俺たちはどげんせりゃよかつちやろかいっち。爺さんのおるけんまだよかよ。二人ならまだ何とか食っていけると。で老老介護をしているんですけれども、そういう人達が、一人じゃなくて二人・三人いるんじゃないかというふうに考えております。だから私は、その町長の生活保護に関する認識、これをまず伺いたいと。

で、再質問は隣の席で行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 黒崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、私が生活保護をどのように認識しているのかということですが、日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と規定をいたしております。生活保護制度は、その理念に基づいて、国が生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮度合いに応じて必要な支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であると認識をいたしております。

**議長（横山弘藏）** 黒崎議員

**4番（黒崎政美）** よくわかりました。

それでは、国民年金受給者で早期に受給した人、約2割だと聞いておりますが、それと65歳、これで受給した人、60歳から受給を始めて65歳から始めた時として、だいたい77歳で受給額は同額になるというふうに言われておりますが、まあ間違っていたらごめんなさい。これを、そんな指導はしているのかということ、所長お願いします。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 今のご質問ですけれども、「国民年金受給者で早期に受給したもの、65歳で受給したものの割合はどの位か。」ということですが、町内における年金受給権者は1,454人でございます。そのうち、国民年金の受給者が1,107名、その中で、繰上げ受給となっているのが220名、国民年金受給者の約20%です。残りの8割の方が65歳から受給を受けております。

その2点目のですね「高齢者で年金を早期に受給した人の中で、生活困窮者がいると聞いておりますが。」ということについてですが、生活困窮者支援相談員というのを、小値賀町は配置しております。民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの職員の関係機関からの情報や、地区住民の方々で親戚の方などの相談により、生活困窮者の対応を行っております。ある方の生活が困窮しているといった情報や相談が入りますと、生活困窮者支援相談員と生活保護担当者の職員が一緒になって家庭訪問を行い、その必要に応じて相談にのっているところでございます。相談では、家計の状況や生活の状態などに

ついてお伺いをし、関係機関に繋いだり、必要な支援について協議を行っております。

お伺いをする中で、収入が少額の年金のみで、生活が苦しいという方もいらっしゃいます。こういった相談をしていただくと、困窮状態にある方の現状を把握することができるのですが、逆に言いますと、相談をしていただかないと、なかなか把握することができないような現状でございます。

もう 1 つ質問がありましたけども、「年金受給者に繰り下げ受給すると何割か上乘せされることの指導しているか。」ということについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、年金の受給につきましては、申請の申し出をする時期にですね、減額になったり増額になったりをしますと。その請求の時期については、受給者の健康状態や家庭の状況など、さまざまな理由によって異なりますけども、年金額が少なくなっても繰上げして受給するのがいいのか、または、繰下げして多くもらった方がいいのかは、なかなか判断が難しいところでございます。年金請求の申し出に関しましては、申し出書を受け取る前に、必ずその制度を説明しておりますので、その際、繰上げにしてもらうのか、繰下げして予定通り 65 歳からもらうのかということの説明した上で、需給をしていただいてということでございます。

**議長（横山弘藏） 黒崎議員**

**4 番（黒崎政美）** ほんとにそういう指導をしているのか、ちゅうとが私は疑問なんですよ。やっぱりあの 2 割の私の部落は、そんなに困っちゃらんち思うとばってん、結構 60 歳でもらった人が多いんですよ。そういう人がガチャガチャ私のところに言い寄ってくるけん、あんたが悪かったいですよ。そういいよるとばってん、本当に困ってる人もいるんですよ。うちの部落じゃ。だからこういう仕事ちゅうのは、民生委員が今、保護世帯以外にそういう生活困窮者の民生委員がもう少し積極的に動くべきではないかと。やっぱ民生委員はたしか無報酬じゃったですね。気の毒かけれども、20 歳から 60 歳未満まで年金を納めて、いわゆる生活保護を受けてる人より苦しい生活をしておると。とても私は考えられんとですよ。そういう人を救済するのが町で、じゃなかるうかと。だから民生委員は気の毒かだけれども、無報酬で頑張ってくれておると。んで、もう続けて町長が 3 つともおっしゃいましたので、答弁いただいたんで、あとは今生活保護もらっておる人で、町の任用職員の中に何日間以上働けば、その保護それを減らされると、ほいで何日かしか働かんよと、というような人もいますよ。これは実際に。だからそういう指導というのも、私は是非とも必要じゃないかと。ほいで、やっぱり 1 回受給した人を抑えるのも大変難しいと思いますよ。えーと民法いや刑法の 193 条か、そういうもらう人は公務員の職権乱用罪に当たることもあるというんで、もらってる人を、「お前はもう駄目じゃ」

っちいうこともなかなか難しいと。やっぱりそういうことが法律でいろいろと縛られているんで、やっぱり難しいと思うんですが、何とかそういうことも目をかけてですね、やってもらわないと、不平不満はだんだん増えてくるんじゃないかと思います。

ほれであるの…今一番あの…生活保護8つあると思うんですけども、一番多いのが医療の給付ですね。医療の給付が9月で125万4,000円。ほいで、生活保護ちゅうのは84万3,000円なんですよ。もうこれは医療保護は、私は町に施設がないし、おそらく透析の人達の方は大変じゃないかと思うんですけども、うちで施設を作るほどの建物じゃないけど、今の段階であると作りきれないと。

そういうことで、私はその医療保護なんかも勿論だけれども、やっぱりいろいろ8つある中で、教育費とか、教育費と言わんのかな、そういう感じがする。そいで出産の補助とか、そういうのが8項目ぐらいあると思うんですけども、そういうところも万遍なくやってほしいなど。

やっぱり社会保障といえ、そういうことも十分にやるべきではないかなというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** あの生活保護につきましてはですね、先ほど黒崎議員もおっしゃったとおりですね、毎月毎月調査をしております。生活保護者が例えば働いて収入があった場合には、その収入をあの相殺するような、私もよく中身は、計算方法は存じ上げておりませんが、収入があった分については差し引くような方法で、支給になると思いますけども、実際の調査につきましては、生活保護者全員が、全員は毎月調査をしてると私は認識しておりますけども、詳しい中身につきましては福祉事務所に答弁をさせますのでよろしくお願ひします。

**議長（横山弘藏）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** はい、お答えいたします。

黒崎議員さんの、まあ複数に渡る質問ですので、まあ全部網羅しているかどうかちょっとわかりませんが、一応答弁させていただきます。

まず、年金の指導につきましては、私共としましては町長の答弁のとおりですね、指導ということではなく、制度をしっかりと理解してもらった上で、請求をしていただいているということでございます。ですので、定額を満額もらえばこのくらいですと。ただ繰り上げで申請された場合は、満額だったらこんだけですよと、まあ逆に繰り下げたらもう少し貰えますよと、きちんと説明した上でですね、申請者の方にはお伝えをしているところでございます。まあそういう中でですね、やっぱりその申請者それぞれやっぱりあのいろんな理由がありますので、その当面の生活としても必要であるということもありますし、ま

あいつまで生きていられるかわからないので、すぐもらいたいですという方もいらっしゃるのも現実でございます。

それから、民生委員さんの活動につきましては、議員おっしゃるとおりですね、無報酬でまあ…奉仕者としてですね、いろいろと協力をしていただいているところでございます。そういう中で、やっぱりあの困窮者に関しての情報もいっぱい頂いております。そういう中で、うちとしましては、先ほどの相談員と生活保護の担当者ですね、一緒にそういう情報があった場合には出向いて行ってですね、家庭訪問をいたしておりますので、民生委員さんの方に関しては、大変よく協力していただいているというふうに認識はしております。

それから、年金と生活保護者ですね、給付の逆転現象といいますか、にしましては、そういう状況があるっていうところも、私共も状況把握は致しております。ただこれにつきましては、当町だけの問題ではなく、やはりその全国的にですね、そういう状況が問題になっているというのも、把握はしております。これにつきましてはですね、やっぱりその国で行う、まあ制度として行う、国で行うべきことと、町村できちんとして行うべきことというか、あると思うんですけども、当町におきましては、そういう困窮者に関してはですね、当町でしっかりと把握をして、そこをサポートしていくというような形での支援策をやっつけていかなければいけないというふうに考えております。

あとですね、その働く日数のその制限というところがちょっと私もよくわからなかったんですけども、基本的に生活保護世帯にしましては、基準となる生活保護のその扶助費をですね、計算をいたします。でその中で、臨時的にその収入が入りますと、その分は当然引かれた形で支給されますので、その何日以上働いたらやれる、その減らせられるとか、貰えなくなるとかっていうところは、当然その基準の金額よりたくさん働けばですね、その分その生活費としての扶助費は支給はされないわけですけども、そういうところになっている仕組みになっております。

あと、その生活保護者ですね、その訪問ですけども、訪問につきましては、ケースによって若干違いますけども、基本的には1カ月か2カ月のサイクルできちんと家庭訪問してですね、生活状況の方を把握いたしております。以上でございます。

**議長（横山弘藏）** 黒崎議員

**4番（黒崎政美）** えーと、保護停止処分を受けた人が今1人おります。えっと9月の段階で。これはどういうことですか。そしてもう1つ、あの一自立支援、こういうのもあるんですけども、ほいでそういうことも指導とか、こういうことだよと、ほいでずっと働き続けたら自立できたらやっぱりそれ相当の金が、就労自立支援金ちゅうのかな、そういうのが出るようになっております。

えーとこれは20年、平成20年じゃったと思います。そういうふうに自立支援金ちゅうのを…だから私は、そこはやりっぱなしで、やっぱり就労しようというそういう意欲のある人が何人おるのか、貰やあ貰いっぱなし、働けばそれだけ差し引かれる、そういうことの指導というのか何というのか、やっぱりよく教えてやらないと、私は非常に困るんじゃないかなと。最近、全額国じゃったけれども、最近自治体もいくらか出すようになったっちなかなあ。だから、そういう状況で、非常にそういうところは、もうちょっと厳しくやれば、公務員の職権乱用、これも引っかかってくるし、大変なことだと思うんですよ。ほで、そこんところを上手くやってほしいなと。だからあの「お前はだめだ。」「あなたはだめだ。」言うたらやっぱり権利を妨害したと、受給する権利を妨害したということになるんで、公務員の職権乱用罪に入ると。だから、なかなか我々のいうことを、あれやれよ、これやれよということには、なかなか難しいんじゃないかと思えますけれども、頑張っってやっていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） はい、お答えいたします。

えっと先ほど、その保護停止に関してはですね、おそらく私が把握してる限りはですね、そういう保護を受けてた方が就労によって一時的に今停止をされてる方がいらっしゃいますので、それに関してはですね、うちのその相談員と担当の方がですね、各所そのいろんなところの就労のいろんなお世話と申しますか、いろんな就労先を探してですね、就労できたという実績でそこで今一旦停止になっている状況でございますので、逆にその、これまでその保護費として支給されていたものが今止まっているという状況でございます。

それから、財源につきましては今のところ4分の3が国からの支援になりますので、4分の1が町の持ち出しということになっております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 午後 零 時 04 分 —  
— 再開 午後 零 時 04 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

黒崎議員

4番（黒崎政美） 自立によって保護停止したと、今言われましたが、自立支援給付金はその人にはあげましたか。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

あの今、停止の状況ですので、あのそこが保護もう廃止ということで就労になりますと、そういう形になりますけれども、今は停止という状況でございます

ので、今のところは支給しておりません。

**議長（横山弘藏）** これで、黒崎政美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午後 零 時 05 分 —  
— 再開 午後 零 時 05 分 —

**議長（横山弘藏）** 再開します。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 零 時 05 分 —  
— 再開 午後 1 時 30 分 —

**議長（横山弘藏）** 再開します。

続いて7番・今田光弘議員

今田議員

**7番（今田光弘）** 本日は大きく二つに分けて、町長に質問をいたします。お時間は40分頂いてますので、ゆっくりやらさせていただきますと思います。

まず1つ目ですが、任用職員の給与についてです。

令和2年度から始まりました、会計年度任用職員の制度ですが、フルタイムとパートタイムに分かれているものの、一定の基準に該当すれば期末手当が支給されるなど、確かに以前よりは良い制度だと思います。

その任用職員の給与、給与額は「小値賀町会計年度任用職員の給与の決定及び支給に関する規則」に基づいて、「職員の給与に関する条例」で決まっていますが、この給与の額が全体的に安いのではないかと感じております。

とりわけ、草刈りなどをする除草作業員さんの給与ですが、ほんとに真夏の炎天下も、冬の凍える寒さの中でも行うかなりハードな肉体労働であるのにもかかわらず、日給にしますと6,815円から7,036円。労働時間は7時間30分ということで、時給にすると909円から938円です。しかも雨が降ったらお休みという日給月給です。どう考えても安すぎると思います。

ということで、今回は任用職員の中の除草作業員さんにポイントを絞って、質問いたしたいと思います。

実際に今年の4月から働いている、4月から働いているのは8人ですが、今年の4月から9月までの6カ月間に支払われた給与を調べましたところ、期末手当も含めてですが、一番高い人でおおよそ95万円、次に高い人でおおよそ82万円、残りの6人の人達は70万円に届いていないというのが現状です。

この中の、この中には若い人もいます。この収入で、まあいくら小値賀は暮らしやすい町だと、暮らしやすい小値賀町と言っても本当にこの金額で暮らし

ていけるのでしょうか。これはまさにワーキングプアそのものではないでしょうか。同じ小値賀町民として悲しくなってしまう。これでいいのでしょうか。

確かに草刈り関連の仕事の給与は全国的にも低い傾向にあります。10月時点での全国の平均年収を調べましたところ、全国では314万円。九州沖縄に限りますと291万円という金額です。ただ九州沖縄の中にあっても、小値賀の給与はやはりかなり低いと断言できます。

実際に彼らの仕事は、町民の安心と安全を守るだけでなく、小値賀の景観を守るという側面も強く、いわば小値賀の顔を背負って立っていると言っても過言ではありません。先ほど、宮崎議員の一般質問の中でもありましたが、普段目にしているもの・ことであれば、あまり意識しないんですが、実際に自転車やレンタカーで町内を回ると景色だけでなく小値賀はとても美しい町だと感じる、という観光客の声も耳にします。もちろんこれは、多くの町民の方が家の前の枯葉を掃いたりとかですね、掃除をしたりする。そういうことにもよるとは思います。

逆に僕たちが町外に観光に出た時、道路や公園が草ぼうぼうで手入れができていない市町村というのがけっこうあります。それを見ると、その市町村の観光に対する考え方が何となくわかるような気がします。いわゆるスポット的な観光地だけ手入れをしても、あとは草ぼうぼうというのでは、そのような市町村は持続可能な観光地にはなり得ないように僕は感じます。

このように、小値賀町にとって、とても大きな存在である除草作業員さんの給与の見直しを是非していただきたいと、見直すべきだと思って、今日は質問いたします。前町長の時にも質問しましたが、あまり前向きな回答はいただけませんでした。西村町長の前向きなご回答を期待いたします。

再質問がありましたら、質問者席から行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 今田議員のご質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の給与についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を行ってまいりました。

この会計年度任用職員制度の導入を機に、これまで非常勤職員間でバラツキのあった、給与水準適正化を図ったところでございます。

会計年度任用職員の給与については、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則などに基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域、地域の民間企業において、同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況に留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定す

ることとされております。

議員が言われる除草作業員の給料、報酬の水準につきましては、会計年度任用職員と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給、行政職給料表（二）1号13号給の給料月額を基礎とし、小値賀町建設業協会が定める賃金を考慮し、常勤職員より4号給上位の1号17号給を適用いたしております。

また、職種によっては常勤職員の初任給基準額を上限とする等の市町もございしますが、本町ではこれまでの勤務状況を踏まえ、各号の最上位の号給を上限とするよう定めるなど対応しており、現在は、日給6,820円から7,040円となっているものの、再度の任用の際には、勤務経験が加味され、上位の給が適用されていくことから、極端に低いとは考えておりません。

議員ご承知のとおり、当町では、一般事務職から医療職、保育業務、労務職など、多種多様な職種の職員がいるため、全体のバランスも考慮しなければなりません。

確かに、除草作業等は天候に左右され、月によっては収入が大幅に下がる等あると思いますので、現在、募集時の業務内容や号給の見直し、月額での任用が出来ないかなどの検討を行っているところでございます。

また、会計年度任用職員制度が施行され2年が経過し、内容の見直しが必要と感じておりますので、それぞれの職の必要性を十分に検討し、現状よりも効果的・効率的な行政サービスの提供が可能となると判断できる職につきましては、私人への委託を含め、民間委託について検討してまいりたいと考えております。

お答えは以上ですが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7番（今田光弘）** お答えはいただいたんですが、率直な町長の気持ちとして、やっぱり上げてあげようっていう気持ちはあるのでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** はい、心情的にはですね、すべての会計年度任用職員について、もう少し上げた方がいいのではないのかなというふうに個人的に思っておりますけども、それはそれでですね、やはり均衡を図っていかなければいけないので、その点は皆様方と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7番（今田光弘）** はい、あの…、確かに均衡の原則、それからまあ元々バラツキの適正化というところから始まって、まあ均衡の原則、それからまあ地域の実情ということで、まあそれは確かなんですが、もう絶対的にやっぱり安い、



この給料じゃもう暮らしていけないというレベルになってしまうと、もっと抜本的に、さっき町長もおっしゃいましたけれど、どこか変えていかないと、変わらないんじゃないかと思うんです。でその中で、町長の方からもありましたけど、え…、月給制ですね。日給月給ではなくて、ほんとの月給制にする。あるいは業務委託にする。確かにそういう方向もいい方向だと思いますし、そもそもそれ以前に、今の号給、基本的に1の13からスタートして、4上げて1の17からスタートしてるところがあるんですが、そこはもう条例なり規則なりを変えることで、もう少し上の位置の例えば20とかですね、1の25とか、そういうところからのスタートもできると思うんですがいかがでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** 地域の実情に応じてその均衡を図るために、この条例で1号給17号給を指定しているところでございます。その会計年度の報酬を決める際にですね、まあ町…小値賀町ですね、建設協会等の賃金等も参考にさせてもらったり、県内の草刈り賃金あたりも参考にさせていただきましたけども、あの…その中で小値賀町の賃金、そこで設定した賃金が低いというふうに判断ができなかったのが、今の賃金ですね、報酬ですね、妥当ではないかということで今の報酬となっておりますので、先ほどもお話したとおり町長が今後、町長的心情では上げていきたいということでしたけども、2年度、2年経過しておりますので、その中で私たちの方も皆さんと協議しながら、報酬について再度検討していきたいと思っております。

**議長（横山弘藏）** 副町長

**副町長（近藤 進）** 私の方からもちょっと補足説明をさせていただきたいと思えます。

えーとこの件に関しましてはですね、あの除草作業を行っているのが、建設課と産業振興課でございまして、まあ各課の方からもですね、そういったちょっと見直しの話も出てございまして、私の方からも新年度予算に向けてですね、その各課においてですね、共通して話し合いを持っていただいて、例えば、私人の委託がいいのか、今までの任用職員制度がいいのか、という見直しについても検討するよというところで、指示を今出しているところでございます。

まあその中でですね、ただひとつ気になるのが、例えば怪我をした時の補償の問題ですね。例えば任用職員であれば、やっぱりあの、そのままでいるとやっぱり怪我した時の補償とかですね、そういったのがかなり恵まれている。でまた私人委託になると、もう個人になってしまうというところもございまして、労基の関係、その他いろいろございまして、まあいろんなメリット・デメリット含めてですね、今後その作業員がどういう方向で従事していただくのが適当なのかというところを今検討しておりますので、しばらく、まあその協議し

た内容をですね、当初予算に活かせるようにしていきたいなど、今のところそういう考えでいます。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** あの今のお答えほんとにあの一すごくいいお答をいただいて安心したところではありますが、その前の町長の答弁の中でちょっと気になったのがですね、町長じゃない総務課長ですね、「町内の他の要は事業者さんのお話を伺って」というのは、前町長の時もそういうお話を伺いました。で、ある事業所の方にお話をお伺いしましたら、役場のそのバイト料を参考にしていうことで、お互いがお互いで結局永遠に変わらないんですよ、そうすると。やっぱり今、その除草作業、まあ草刈り作業している方って、正職員の中にはいないわけなんで、やっぱりある程度特殊な作業ということで、是非ほんとに見直しを進めていただきたいと思います。で、あるいはその給与としてなかなかその基本給的なものを上げるのができないのであれば、例えば県道沿いには例えば高いところ、もちろん町道もそうですけど、高いところとか低いところか、交通量が多いところがありますので、そういうところの危険手当というのは出せると思うんですが、そういう意味でプラスαする、あるいは、えーなんだろうな、あの実際に草を刈る人と他の作業にあたって人で、やっぱりちょっと仕事量違うのに今基本的にはおなじ金額、その辺についても何か、例えば班長さんの制度とか、できるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 総 務 課 長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういった手当でですね、そういった報酬の方に反映させられればと思うんですけど、少ない分をですね反映させられればと思いますけども、草刈り賃金ばかりではなくてですね、他の会計年度任用職員においてもですね、いろんな資格を持ったりして手当を検討しないといけないと思いますので、その分も含めてですね、協議させていただきたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** はい、大まかわかりました。ひとつ、一番最初の時に町長の方からお話になったところで、気になったところがあります。えーと今年度の、ごめんなさい、日給が 6,820 円とおっしゃいました。実はですね、令和 2 年度昨年僕らの資料でですね、昨年は 6,820 円なんですけど、今年の募集は 6,815 円です。5 円下がってます、今年。ま、たぶん端数の問題だと思うんですが、ちょっとその辺についてご説明願います。

**議長（横山弘藏）** 総 務 課 長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

すみません端数の問題で、うちの方が 6,815 円が正式な金額だと思います。6,820 円というのはちょっと数字を切り上げさせていただいたというふうに、訂正させていただきます。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** 今の発言、先ほどの発言の訂正ではなくて、実際にこういう各家庭に配られたものですから、これが昨年が 6,820 円だったのに、今年 6,815 円下がってるとなると、やっぱりこれいろいろやる気の問題にもなると思うんで、間違いということであれば、今後注意していただきたいと思います。以上で 1 つ目の質問について終わります。

次にいきます。

続きまして、ごみ処理施設等について町長に同じく質問いたします。

焼却場の停止による新上五島町への可燃ごみの搬出処理は、執行部の皆さんのご苦勞もあって順調に進み、一旦終了しました。今は以前どおりに町内の焼却場で処理していますが、来年 4 月からは新上五島町に本格的に搬出する計画と伺っており、今回はそれを踏まえ、7 つの項目について町長の考えをお伺いいたします。

1 つ目、今話したとおり可燃ごみの町外搬出がされるわけですが、現在は各家庭から徴収しているごみ収集料金、これをなくして、有料の指定ごみ袋制にすると説明を受けています。ごみ袋の印刷や町内の商店や町民への周知もそろそろ始めないといけない時期が来てると思いますが、準備はいかがでしょうか。順調でしょうか。

2 つ目です。焼却場は経年劣化により、いずれ稼働できなくなって解体撤去が必要になります。解体撤去には、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策などに膨大な費用と時間がかかると言われています。

解体作業だけを行う場合は、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないとの国の方針があるようですが、一方で、解体した跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設などを整備する場合には、解体撤去費用についても交付対象としているようです。また、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる解体撤去であれば、その費用を地方債の対象とするという特例措置もあるようです。

これらを踏まえ、焼却炉の解体撤去をどのような方針、どのようなスケジュールで行うのか、まあ…ある意味先のことでもありますが、現時点での考えをお聞かせください。

3 つ目です。新上五島町の焼却場も、稼働してから既に 19 年経過しています。焼却炉の耐用年数というのは、一般的な話ですが、20 年から 25 年程度、やはり高温・多湿、まあ過酷な条件、プラス機械的摩耗もあるので、まあ 20 年から 25

年とされています。今、小値賀の計画では、令和15年度まで新上五島町に可燃ごみを搬出する計画になっていますが、それまで本当に稼働できるのか一抹の不安もあります。

新上五島町に搬出することができなくなったら、その先の小値賀町のごみ処理はどのような形で行うか今から検討をしておく必要があると思います。もし新たな焼却場を建てるとしたら、環境アセスメント、環境的評価なども必要となって、少なくとも構想から10年はかかると言われていますが、そうなるとなかなか時間的な余裕はないのではないかと思います。

4つ目です。去年の台風以来、古い家屋の解体撤去が進み、最終処分場にその廃材が山のように積まれて、増える一方のように感じます。今、西目に行きますと本当に山となっています。今年度の当初予算では、廃材などの処理のために油圧ショベルと木材破砕機を新たに購入して2人体制で早急に処理を進めるとの計画でしたが、現在の状況についてお伺いいたします。

5つ目です。最終処分場の重機、まあこれもやはり同じように経年劣化が進んでおりますが、やはりいろいろな修繕が必要になってきているようです。ところが実際、やはりその重機、機械が大きいということで、修繕費用もかさむため、なかなか修繕ができなくて、作業が進まないこともあると伺っています。重機類は購入してから年数が経つと故障が多くなるのはもうやむを得ないことです。それを踏まえて初めからある程度の予算措置をしておかないと、いざ故障という時に修繕できないというのではなかなか物事はうまく進みません。来年度以降の予算措置について、なにかいいお考えがないか、予算措置をするのか考えをお伺いします。

6つ目です。海岸漂着ごみは、現在分別されて、トン袋に入れてありますが、やはりこれも山積みになって、そのおかげで作業スペースが減っております。おそらく多くのごみが7月4日の海岸清掃の時のごみだと思いますが、あれから既に5カ月経ちます。少し作業が遅いのではないかと思います。もう少し迅速に処理を進められないものかお伺いいたします。

7つ目、最後になりますが、ごみの分別ができていないケースが多々あるようで、特に持込みの粗大ごみの中に大きな金属ごみがたくさん混じっています。それが焼却炉を傷める原因の一つにもなっています。

実際に、粗大ごみの持ち込みをしている、持ち込まれた粗大ごみを見てみますと、ほんとに金属製のドアとかですね、大きな金属の塊が、平気で燃えるはずの粗大ごみの中に混じっています。

現在、午前中は焼却炉に可燃ごみを直接搬入できるんですが、今は中には分別状態が良くないケースもあることから、職員がいちいちチェックをしております。もしかしたら、ちょっとした不注意なのかもしれませんが、そういった

ことで小値賀町としても大きな迷惑、大きなコストがかかっていることになり  
ます。町民に対してごみの捨て方、ごみを減らす意識を高めるような取り組み、  
これは、ごみカレンダーなどでもされてはいますが、まだまだ一部町民の心の中  
には届いているとは思えません。

もちろんこれは、町に責任があるわけではなく、町民の中の責任なのですが、  
そこにもう少し心の中に届くような、1つの提案として、例えばなんですが、最  
終処分場の現状、今の状況を小中高生、まあ小学生でも中学生でも高校生でも  
いいんですが、現場、まあはっきり言って酷い状態の現場を見せることで、何  
かを感じてもらって、何かを考えてもらい、そして何か行動を促すと、そうい  
う一連の教育というのも、もしかしたら大事なことなのではないでしょうか。  
なかなか難しい問題だと思いますが、小値賀の教育の中で、いいところ、小値  
賀のいいところばかり見せるのではなくて、やはり足元の汚い部分、目を逸ら  
せてはいけない部分もしっかり目に焼き付けることも、大事な教育のひとつで  
はないかと思います。そしてこの先、島外搬出のための施設も新しく造られま  
すし、ごみの回収車、これも今おそらくしっかり作っているというか、まあ来年  
の2月ぐらいまでですか、に導入される予定だと思うんですが、実際子ども  
達、例えば回収車、こういう自動でボタンを押したら機械が動くっていうの、  
これ子ども達大好きなんですね。まああの、この辺も含めてこれから先、ゴミ  
問題に関して、いいきっかけになるようなことがこの先あるんで、是非そうい  
う教育、まあひとつの提案ですが、そういうことをしてみたらどうかというふ  
うに思います。

以上7点について町長にお伺いいたします。

質問、再質問があれば、質問者席から行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 議員のご質問のとおり、小値賀町の環境行政の課題の多さ  
は認識をいたしております。その中でも建設から約30年を経過しているごみ焼  
却場は老朽化が進んでいるため、可燃ごみの処理については一番の課題であり  
ましたが、令和4年4月から令和15年度までの期間、新上五島町が当町の可燃  
ごみの受け入れをしていただくようになり、その準備を進めてまいりましたが、  
議員もご承知のとおり、ごみ焼却場は、ダイオキシン類基準値超過により、昨  
年11月末から本年5月まで稼働を停止することになってしまい、本年4月から  
9月末までの期間、新上五島町のご厚意により、可燃ごみを臨時搬出すること  
により、どうにか対処することができました。

また昨年12月には、ごみ焼却場と下水道関係を兼務担当する現場職員の退職が  
あり、職員不足の状況が続いておりますが、住民生活に支障を来さないよう  
に、大変厳しい状況の中、環境施設を運営しているところでございます。

まず、第1点目の「可燃ごみの町外搬出に伴うごみ袋の有料化の準備状況について」ですが、本年、定例3月会議の今田議員の一般質問に対する答弁において、「令和4年4月から予定しており、新上五島町への可燃ごみの町外搬出に伴い、ごみ袋の有料化も検討している」と答弁をいたしておりましたが、全体的な廃棄物処理手数料を改正しようとする中で、ごみを車両で持込む場合など、ごみ袋料金以外での処理手数料に関する検討不足もありまして、準備態勢がまだ整っていない現状でございます。

そのため、令和4年度については、ごみ袋の有料化を含めたごみ処理料金の見直し作業と、可燃ごみの島外搬出の状況を踏まえ課題を整理し、住民皆様への周知期間と位置づけ、令和5年4月から、ごみ袋の有料化を含む、廃棄物処理手数料の改正を行うことといたしました。

次に2点目の「廃止するごみ焼却場の解体撤去について」ですが、新たな廃棄物処理施設を建設するために、既存施設の解体が必要となれば、解体に要する費用は交付金の対象になるようですが、現在のところ、交付金を活用した新たな廃棄物処理施設の建設計画はございません。

また、ごみ焼却場施設内に併設している空き缶のプレス施設が運用中でありますので、解体工事を実施する時期については未定でございます。

3点目の「新上五島町への可燃ごみ搬出が終了する令和16年度以降について」ですが、新上五島町とのごみ処理に関する協定書は、現ごみ焼却場を廃止する令和15年度までであり、それ以降については白紙となっております。

今後、新上五島町においても、国のごみ処理の広域化推進に基づき、近隣の市と広域化の協議を数年後から開始し、広域化できるのか、あるいは新たなごみ焼却施設の建設をするのかを検討すると伺っております。

新たなごみ焼却場の整備には、構想から用地確保、環境アセスメント、建設工事等を含めると10年の期間を要することもあることから、当町においては、早期に新上五島町の方角性を確認しながら、今後のごみ処理方針を決定してまいります。国のごみ処理分野における地球温暖化対策の規制も厳しくなっていることから、現在のところ、町単独で新たにごみ焼却施設を建設するのは難しいのではと考えております。

4点目の「家屋廃材の処理について」ですが現在、最終処分場へ仮置きしている家屋廃材の処理を進めるため、木材破砕機等の購入費用を本年度予算に計上させていただきました。

家屋廃材を破砕して、生成したチップを防草材として利用していく計画でありましたが、実施に向け保健所や県環境関係機関に相談をしたところ、建築廃材については、防腐材、合成樹脂が付着し選別が困難なことから、チップ化して防草材料として利用することは望ましくないとの回答がございました。

また、重機類の操作のできるオペレーターの募集を行ったところ、応募がなく、2人態勢での処理が困難な状況であることから、現場と協議を行った結果、本年度での木材破砕機の購入を見送ることといたしました。今後の処理といたしましては、まず可燃ごみの島外搬出開始時に、ごみ焼却場において、出来るだけ焼却処理により減量化を図るとともに、継続的に処理可能な方法の検討を行ってまいります。

5点目の「経年劣化している重機類の故障に係る予算措置について」ですが、担当者と現場職員が十分に協議をして、予見できる修繕費用を取りまとめ、来年度当初予算に計上し故障時には迅速に修繕することで、施設の円滑な運営に努めてまいります。

6点目の「海岸漂着ごみの処理について」ですが町内一斉の海岸清掃やボランティア活動で集めた海岸漂着物ごみは、昨年度までは、ごみ焼却場で燃やしておりましたが、本年度からは、県の海岸漂着物回収補助事業を活用し、町外へ搬出して処分を行うことにしておりまして、先般、一般競争入札により落札業者が決定しましたので、令和4年2月15日までを処理期限として搬出処分を行います。今回、事業の実施手順がわかりましたので、来年度からは速やかな処分を行ってまいります。

最後、7点目の「ごみの分別等、ごみに対する意識を高めるようをな取り組みについて」のご提案ですが、ごみの分別及び出し方、また、収集・処理の仕組みについては、学習していただいております。

また、昨年度は婦人連絡協議会役員の方に、ごみ関連施設の見学していただきました。

今後は、可燃ごみの町外搬出に加え、地球温暖化対策等として、ごみの分別など、一人一人の意識高揚は必要不可欠と考えておりますので、より多くの方に、ごみに対する意識を高めていただくよう取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 今田議員

**7番（今田光弘）** はい、お答えをありがとうございました。

やはり、ゴミ問題に関しては、かなりいろいろな問題がありますし、なかなか微妙な問題もあって、答えにくいこともたぶんあるかと思うんですが、いくつか改めて質問させていただきます。

まず、有料のごみ袋についてですが、先ほどの町長の中では、答弁の中では、まあ実際にいくらかかるかわからないということで、要は逆に言うとゴミ袋の値段が決まらないって、そういうことだと聞き取れたんですが、えーと実際に

今の段階で、やっぱり結構高くなるのかですね、その辺というのは出てるのでしょうか、それとも全く白紙の状態でしょうか。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

ごみ袋についてはですね、隣接する市町村の単価を参考にですね、およそ算定は4月からやっております。まあそのごみ袋に入る分の単価はですね、設定は難しく考えてなかったんですけど、ごみ袋に入らないもの、例えば布団であったり、まあ一般的に言われる粗大ごみですね、そういったものについての単価、それから車での搬入もあります。ごみ焼却場が特に今までは、無料ということでやっておりましたので、まずどういう種類があって、どういう分類の中で値段を設定すればいいのか、といった問題に直面いたしました。

で、去年の11月に、そのダイオキシン問題があって、受け入れを中止してから、今年11月によりやくごみ焼却場の受け入れを開始することができました。そこに職員を配置しまして、どのような形でごみが、どのような種類が来るのかを今分析しておりますので、その分析をした結果を踏まえまして、持ち込みごみの料金を設定をしていくという作業が、今後必要なことだというふうに感じております。

**議長（横山弘藏）** 今田議員

**7番（今田光弘）** ごみ袋の、ごみ袋を有料制にするということで、そのメリットとして、やはりごみの減量化に繋がるのではないかということ、結構言われておったんですが、実際に今ごみの収集に当たっている人の話を伺うと、大型の生ごみ処理槽を設置した地区でも、なかなかごみが減っているという感触はないと、実際には捨てられて…ごみ槽の中には捨てられているのは確かなんですが、やはりその…一部の町民に限られていて、減量化ということをあまり考えてない町民が多いような気がします。そうなった時に、やはり有料化で、そのごみの大きさによって変わるんだよというのは、始めるのが来年、再来年の4月からであったとしても、やはりもう少し早い時期からですね、そういうごみを減らすっていうのをもう一歩ですね、今までもたくさんやってらっしゃったと思いますが、もう少し生ごみ、できれば生ごみを減らしたら、町として助かるんだよというアピールはしていいかと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、どこの市町のちょっとホームページとかも見まして、ごみ袋を有料化することで少しでも、そのごみ処理の費用を減らそうと、あと、ごみを分別すれば、資源になって量も減る。その結果リサイクルのその考えるきっかけにもなると、いろんな効果があるようです。で、それであの…



私たちとしてですね考えてるのは、ごみ袋の有料化の説明の中でですね、こういう話もする。その場はですね各地区を巡回してですね、直接町民の方とお話、説明をしていく。各地区の巡回にちょっと重視を置きたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** わかりました。

やっぱりあの地区ごとに回って、町民と近い距離で話し合っていくというのが、ほんとにいいことだと思いますんで、進めていただきたいと思います。

ごみの、これから先の小値賀町のごみ焼却場をどうするかということで、町長は先ほど、町単独としては、まあ考えていないと。今のところは難しいという判断でした。確かに今の時点では、まあそういう判断されるのは当然だと思います。ただですね、今ほんとに一部の人かもしれませんが、町民の方から、診療所をあんなに立派なのを作るんだったら、ごみ焼却場を作った方がいいっていう声を、実は結構耳にします。あっ結構つつたら語弊ありますが、何人かから耳にします。診療所につきましては、町民もアンケートを取っていて、あれはあのもう間違いなくあれはもうそれでいいことだと思うんですが、焼却場につきましては、やはり自分達で出したごみを他の、島から出すというのに抵抗があるというのが、どうも心情的に大きい方が、嫌だと思ふ方が多いようなんですが、そういった時にやはりその町内で焼却炉ということの話に繋がってくるかと思うんですが、現時点ではやはりなかなかその小型の焼却炉というのは国の許可も難しいし、あのすごく費用かかること、あの沖縄県の一番端っこの与那国町では、単独で造りましたが、やはりあれは、ある程度自衛隊があるからということで可能だったと思うんですが、まあ実際なかなか難しいというのも現実だと思います。

で、ただですね、あの以前宮崎議員がたしか一般質問でやったかと思いますが、今ハウステンボスで実証実験されているような、小型のごみ処理施設というか、焼却炉ではないと思うんですが、まあそういうのもほんとにあのそういう技術が日進月歩、まだうまくいってないかとは思いますが、そういうこともですねどんどんアンテナを広げて情報を集めて、もしかしたらその実証実験のような形で安くできる可能性もないことはないと思うんで、その辺について今後の見通しというかですね、そういうお気持ちがあるのか、その辺についてお伺いします。

**議長（横山弘藏）** 建 設 課 長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、ごみ処理についてはですね、いろんな形で企業がですね、いろんな開発をしているのは知っております。先ほどのそのテー

マパークにおける、その熱分解の装置、こういうのもいち早く話も聞いておりまして、その運用状況とかですね、常に情報は入れております。やはりあの、それが普及しない原因はですね、やっぱりこううまくいかないということで、これはそこのテーマパークに限らずですね、民間は常にそのいろんな形で開発をしては、研究発表会には出てるんですけども、その後の導入する実績っていうのはほとんどないというのが現状です。しかしあの技術というのは、日々進歩しますので、常に新しい情報は収集しながらですね、小値賀町にとって一番いい形はどうか、安く、コスト的にどうか、ということは今後とも続けていきたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

7 番（今田光弘） はい、わかりました。

家屋の解体・撤去に伴って出てくる廃材ですが、あのあれが、当初昨年の予算の時かな、なんとかチップにして防草に役立てたいということでしたが、まああの有価物無価物という話もあって、町外に搬出でき…あーごめんなさい、えーと、処理場から外に出しちゃいけないんじゃないかとか、いろんな問題があるのは承知しております。ただ、先ほどの町長の答弁の中で、防草には向かないということで、まあそれはいろんな薬品とかが入ってますから、実際そうだと思うんですが、今、長崎県内にも業者さんがあるんですが、チップにして燃料用、薪ボイラーだけではなく、今チップを燃料にしたボイラーというのが普及されています。そういうですね、せっかく破碎できるわけですから、なんか違う考え方も持っていないと、はっきり言ってあの山をなくすっていうのはかなり難しいと思うんですよ。で、それプラスあの山をなくしていくためには、先ほど町長もおっしゃいましたとおり、ほんとにこまめに手作業でもいいからもう燃やす、切って燃やしていくしかないと思うんですよ。そこはちょっと今人手不足ということもあるんでしょうけど、なんかそれがあんまり目に見えてこない、その辺についていかがでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 建 設 課 長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

この家屋廃材についてはですね、昨年度のあの大きな台風2回連続して来まして、大量に家屋廃材が持ち込まれました。町としてはですね、一般廃棄物の最終処分場ということで、あまり受け入れっていうのは好ましくないという考えは持ってたんですけども、ああいうその数十年に一回の大きな台風が2度立て続けに来たと、1回目の段階で町民不安って相当あったと思います。ですので、まず危ないから解体したい、次の台風に備えたいという方に対してはですね、もう災害廃棄物ということで、無料で受け入れた結果が今の状態を招いてるところもあります。私とすれば、その時はまず、二次災害によって町民の方

が怪我とか、また重大な死亡とか、そういうことに繋がるよりも、まずは住民の安全を確保するためということで、最終処分場に受け入れて、受け入れました。まあその後、その後処理ということですべて考えているんですけども、やはり家屋廃材についてはですね、防腐剤とか合成樹脂が付着してるので、チップとかして防草材として利用するのは望ましくない。この望ましくないという回答がですね、きちんと分別して利用できるなら、それはできるんですよということらしいんですけど、そこまでこうきちんとした分別ができるのかというのが課題です。ですので、もう今やれることはその来年4月の上五島への島外搬出に伴って、ごみ焼却場の余白ができますので、そこでまずいくらかでもですね、焼却処分をして減らしていきたいということと、あと先ほど言われました、ボイラー等に利用できるような施設、そういったものも研究しながらですね、今の家屋解体材の処理をできる限り早く終わらせるようなことを頑張っていきたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 今田議員

**7番（今田光弘）** はい、あの一最後になりますが、今のお答えの中でもありました、来年の4月からということではなくて、今の時点でも、そう焼却場の能力の限界まで燃やしているわけじゃないと思うんで、あのほんとにちょっとずつでも燃やしていかないと、もし今年また大きな台風が来たらと考えると、ほんとに減らない。増えることあっても減ることはなかなかないと思うんで、実際にあそこにあれだけ山積みというのは、ほんとにみっともないんですよ。皆さんのお気持ちもわかりますし、建設課が大変なものわかるんですが、やっぱり確実にちょこっと少しずつでも処理を、手作業でも進めていくと、そういう気持ちは是非持って作業を進めていただきたいなと思いますが、最後にお答えをお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

今現在、ごみ焼却場は1名の職員で何とか運営しております。しかし、あのごみ関係のミーティングということで、最終処分場・ストックヤード・ごみ焼却場の方、1カ月に一回集まってですね、全体会議をして、何とかいくらかでも今の家屋廃材といったものを減らそうということで話し合いを持っています。で、その中で皆さん前向きにですね、少しでもできることからやっという返事をいただいております。ですので、今後とも今の現状を少しでもですね、改善できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 今田光弘議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午後 2 時 16 分 —  
— 再開 午後 2 時 23 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。  
以上で、一般質問を終わります。  
しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 23 分 —  
— 再開 午後 2 時 27 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第 4、発議第 4 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。 今田議員  
7 番（今田光弘） それでは、なかなかこちら側で発言する機会がないので緊張しますが、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）について、説明いたします。

今回の議会規則の一部改正は、社会情勢の変化に伴い、欠席、遅参、早退できる自由に、公務、疾病、配偶者の出産補助を加えるとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第 2 条ですが、第 2 条では欠席理由の一つとして「疾病」とあったものを、病気や不調を表す「傷病」に改正するとともに、新たに議会の公務活動によりやむを得ず欠席する公務と議員の配偶者が出産する場合の入退院・出産の付き添いなど「配偶者の出産補助」を追加するものです。

また、新たな第 2 項は、出産に係る産前産後の欠席期間を決めるもので、労働基準法第 65 条の規定を参酌し、母性の保護措置として、産前は出産予定日の 6 週間前、多胎妊娠の場合は 14 週間。産後は、出産の翌日から 8 週間を経過する日までの範囲内とするものです。

尚、産前の欠席期間が 5 週間、あ、ごめんなさい、6 週間を超えた場合は、超えた期間についても、産前休暇として扱うことができるというふうに改されています。改します。

第 24 条、これにつきましては、文言の修正となります。

第 89 条では、現在は請願者の押印を一律に義務付けておりますが、請願者が自署している場合は、押印を不要とするものであります。

尚、請願者の氏名が、活字やゴム印などで記載されている場合、あるいはコピーの場合は、請願の真正性を確保するために押印を必要とし、さらに何かの事由により署名することができない請願者に対する配慮の観点からは、記名押印でもよいとするものです。

第 123 条につきましては、かっこが二重になっていたことと、「町」という言葉を抜きました。これを修正するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議員の皆様におかれましては、慎重にご検討の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。以上です。

**議長（横山弘藏）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。

浦 議 員

**6 番（浦 英明）** 私は賛成の立場で討論をいたします。

小値賀町議会会議規則改正の主な内容は、第 2 条の欠席届の提出であります。

昨年 12 月閣議決定されました、第 5 次男女共同参画基本計画の中で、本会議の欠席事由として、出産について、産前・産後の期間に入る人、規定とするよう合わせて出産に加え、育児、看護、介護、及び配偶者の出産補助を明文化するよう要請がなされました。このことを受け改正するものであり、女性を始め多様な人材が議会への参画を促進することが、議員のなり手確保にもつながるのではないかと考えられます。従いまして、私は、第 2 条欠席等について、賛成をいたします。

また、第 24 条、第 89 条、第 123 条も改正内容に照らし、賛成でありますので、私は、発議第 4 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）に賛成をいたします。以上、討論を終わります。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する議会規則（案）は、原案のとおり決定されました。

**日程第5、議案第66号、令和2年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。**

本件について、提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第66号、令和2年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について、説明をいたします。

令和2年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他、7特別会計の歳入歳出決算につきましては、監査委員へ監査をお願いしておりましたが、監査が終了し、10月11日に決算監査意見書をいただきました。

決算の状況といたしましては、全会計が黒字決算となり、安定した財政運営を行うことができましたが、監査意見書にもご指摘がありますが、地方自治体の財政状態を表す経常収支比率が、前年度と比較して1.5ポイント増加しております。

これは、会計年度任用職員の人件費の増加によるものが、主な要因であり、今後も経常経費の削減はもとより、総合計画を基本に各種施策に取り組み、自主財源の確保を図りながら、効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。太田、浦 両監査委員さんには、熱心に決算審査を実施していただきましたことに、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書並びに担当課作成の主要施策の成果報告書を添えまして、議会の認定を求めるところでございます。

よろしくご審議のうえ、認定下さいますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本件については特別委員会を設置して、付託す

る予定でございますので、ご質疑に関しましては総括的なことに留め置き願いたいと思います。

令和2年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計の歳入歳出全般に渡り、ご質疑願います。

ご質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、この際、議会選出監査委員を除く6人の委員で構成する、決算特別委員会を設置し、これを付託し、期間は会議規則第46条第1項の規定により、12月9日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって議案第66号、令和2年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議会選出監査委員を除く6人の委員で構成する、決算特別委員会を設置し、これに付託して12月9日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

只今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、横山弘藏議員、今田光弘議員、末永一朗議員、黒崎政美議員、宮崎良保議員、松屋治郎議員、を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により互選していただきます。

**議長(横山弘藏)** しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 37 分 —  
— 再開 午後 2 時 37 分 —

**議長(横山弘藏)** 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が、次の通り決定し通知を受けました

ので報告します。

委員長に横山弘藏議員、副委員長に今田光弘議員、以上の通りであります。

**日程第6、議案第69号、小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例案についてを議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第69号、小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例案について、説明をいたします。

本条例は、令和2年度の繰越事業として、国の地方創生推進交付金を活用し、本町における「ふるさと留学事業」を推進するため、町外からの留学生を受入れるための環境整備として、本年5月より、整備を進めておりました、「若者向け短期滞在施設」が完成となりましたので、地方自治法第244条の2の規定に基づき、小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例を制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

**教育次長（永田敬三）** それでは、担当よりご説明をさせていただきます。

第1条は目的で、本条例案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、若者向け短期滞在施設の設置及び管理等について、必要な事項を定めることを明記し、第2条は設置について、本町における「ふるさと留学事業」を実施するための施設として、設置することを明記しております。

第3条は名称及び位置で、名称を小値賀町ふるさと留学施設「ちかまる寮」とし、位置は記載のとおりでございます。

第4条は管理について、この短期滞在施設は、小値賀町教育委員会が管理する旨を、第2項では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指名するものに「指定管理」を行わせることができることを明記しております。

第5条は、管理人について、適正な管理運営を行うために管理人を置くことを明記し、第6条は、入寮者の定員を12人と明記をしております。

第7条は、入寮許可について、施設に入寮する者は、事前に町長の許可を受けなければならないことを明記し、第8条は、施設入寮者の使用料を、別表1のとおり、中学生を月5万円、高校生を6万円に設定し、納入しなければならないことを明記しております。

第9条は、入寮許可の取消し等についてを明記し、第10条は、損害賠償について、施設や設備等を損傷又は滅失したときに、これを原状に回復し、又はそ



の損害を賠償しなければならないこと等の事項を明記し、第 11 条は、委任として、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、別に必要な事項は規則で定めることの明記をいたしております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** 若者向け短期滞在施設という名称、まあ以前から気になっておるんですが、あの…おそらく交付金、補助金の関係でこういう名称になるかと思うんですが、ふるさと留学という、できれば長いこといてほしいというふうに考えた時に、短期滞在施設とどうも齟齬ができてしまうんじゃないかというのが気になるところです。あの現実問題として、あの何て言いますか、あの表向きとしてやはりあの短期滞在施設という名称を使わなければいけないのか、それともこれから先は、ふるさと留学の寮「ちかまる寮」ということで、僕等もその何だろう、普段発言していいのか、その辺についてお伺いします。

**議長（横山弘藏）** 教 育 次 長

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

議員おっしゃるように、当施設の整備につきましては、地方創生交付…地方創生推進交付金を活用いたしましている関係から、表向きにつきましては「小値賀町若者向け短期滞在施設」という条例案を提案させていただいております。今後につきましては、議員もおっしゃるように、通称「ちかまる寮」という名称で町民の方々、また今後、留学生として来ていただく方にも「ちかまる寮」という名称で馴染んでいただければというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** はい、あの馴染むということではなくて、正式な僕等の発言の中で、留学生向けの寮「ちかまる寮」というふうな発言をしても問題ないということでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 教 育 次 長

**教育次長（永田敬三）** はい。議員おっしゃるとおりでございます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。

今 田 議 員

**7 番（今田光弘）** はい、あの…ちょっとやっぱり、あの会計検査とかになりますと微妙なところだと思って質問しました。どうでもいいことかもしれませんが、だいぶできたんですが、町内会はこの町内会に入るんでしょう。

**議長（横山弘藏）** 教 育 次 長

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

現段階として考えているのは、笛吹在ですね。農家地区のいろんなこう暮らしとか、あの地区のいろんな行事等を考慮しまして、笛吹在地区に加入したいというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。 **浦 議 員**

**6 番（浦 英明）** 第8条にですね「入寮者は、別表1に定める」別表1というのは先ほど説明しましたとおり、中学生が月額5万円、高校生が月額6万円と、まあこういうふうなことでありますけども、えーそしてまた、施行規則の中に「4月、5月分及び6月分の使用料は、4月25日までに納入する」ということでありますので、これ確認のためにお尋ねしますけども、3カ月分を納めるということですか。

**議長（横山弘藏）** 教 育 次 長

**教育次長（永田敬三）** はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、3カ月分は4月に納入ということになります。

**議長（横山弘藏）** 浦 議 員

**6 番（浦 英明）** えーと3カ月分といいますと、例えば高校生の場合は18万になるんですね。こういっぺんにこう納めきれののかな、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 教 育 次 長

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

本年度につきましても、実際に3名の留学生が当町に来ておりますけれども、一応3名の方とも3カ月分は納入いただいておりますので、今後もそういう考えでいきたいと思えます。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号、小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第 7、議案第 67 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長  
**町長（西村久之）** 議案第 67 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をいたします。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令の改正による、条ずれに伴う変更と、子育て家庭の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、令和 4 年度より、福祉医療費における子ども医療費助成の対象年齢を、中学生から高校生に拡大するため所要の改正を行うものでございます。

新旧対象表をご覧ください。

第 2 条第 5 項第 2 号及び、第 6 項第 2 号は、児童扶養手当法施行令の改正により、条ずれに伴う改正でございます。

第 12 項では、現在、こどもの定義を小学校就学の始期に達した日から、満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までといたしておりましたが、これを 18 歳までとすることで高校生まで拡大するための改正でございます。

附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については従前の例によるものといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩	午後	2 時	50 分	—
— 再開	午後	2 時	54 分	—

**議長(横山弘藏)** 再開します。

**日程第 8、第 68 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西村久之)** 議案第 68 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、説明をいたします。

今回の改正は、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び、特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、法改正による、条項ずれに伴う改正や、認定の名称を「支給認定」から「教育・保育給付認定」に改めるなどの表記の変更、食事の提供に要する費用の取扱いの変更、連携施設の確保や連携に関する事項、事業者が業務で行う記録や帳簿の作成、保存等に際し、書面に加えて電磁的記録による作成を可能とする旨を規定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(前田達也)** それでは、担当よりご説明させていただきます。

本条例は、平成 27 年 4 月から開始した子ども・子育て支援新制度におきまして、特定教育・保育施設、これは「認定こども園」それから「幼稚園」、「保育所」のことを言いますが、それと、特定地域型保育事業、これは当町にはございませんが、主にゼロ歳から 2 歳までの乳幼児に対し保育を提供する民間の事

業で、「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の事業のうち、保育給付費の支給対象事業者として町が認定した事業のことをいい、これらの事業は市町村の条例で定める運営に関する基準に従って、特定教育・保育または、特定地域型保育を提供しなければならないとされており、本町においても、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って、本条例を策定したところでございます。

この度、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに従いまして、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対象表をご覧ください。

1 ページ、目次では、第 3 章第 3 節の次に、第 4 章として雑則、第 53 条を新たに追加しております。第 3 条以降、法改正に伴い、「支給認定」の表記が「教育・保育給付認定」に変更されたことに合わせ、関係する用語および、定義を変更するほか、必要な定義を加えており、第 3 条、第 5 条から第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条から 21 条、第 24 条から 28 条、第 30 条、第 32 条、第 34 条から第 43 条、第 46 条、第 47 条、第 49 条から第 52 条、附則第 2 条において、表記の変更、または文言の追加を行うものでございます。

また、第 3 条では、特定教育・保育施設等において、子どもの人権擁護や虐待防止のための体制づくりについて追加するもので、第 5 条第 2 項から第 6 項を削除する改正は、第 53 条に、電磁的記録等に関する条項が新たに追加されたことに伴い、削除するものでございます。

4 ページ、第 8 条では、支給認定の交付が保護者からの申請による任意交付となったことに伴い、保護者が支給認定証の交付を受けていない場合に特定・保育施設が支給認定に係る事項を確認する方法を規定するものでございます。

5 ページ、第 13 条は、低所得世帯や多子世帯における利用者負担額における副食費の取扱規定の追加をおこなうもので、7 ページ、第 15 条は、引用している法律の条項移動に伴い、これを整理するものでございます。

15 ページ、第 42 条では、特定地域型保育事業者が連携協力を行う連携施設について定めたもので、当町においては、これに該当する施設等はありませんが、法令等の改正を踏まえ整合を図るもので、特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園または、認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない協力項目のうち、代替保育の連携施設についての確保や要件について緩和をするものでございます。

22 ページ、第 53 条では、昨今のデジタル化推進に伴い、事業者が業務を行う記録や帳簿の作成、保存等に際し、書面に加えて電磁的記録による作成を可能

とする旨を新たに規定するものでございます。

24 ページ、附則第3条は、保育の必要性がある子ども以外の満3歳以上の子どもが幼稚園等を利用する場合の利用者負担の算定に係る経過措置がなくなったことから、削除するものでございます。

25 ページ、附則第5条では、連携施設の確保を猶予する経過期間の見直しを行うもので、特定地域型保育事業者が確保しなければならないとされている連携施設について、5年が期限となっている確保しないことができる経過期間について、10年まで延長するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

浦 議 員

**6番（浦 英明）** 只今の最後の方ですね、「この条例は、公布の日から施行する」と、こういうふうに言われましたけども、この公布の日といいますのは、例えば年度を越えてもいいんですか、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

まあこの分につきましては、本議会で認めていただければですね、速やかに交付したいと考えておりますので、まあ年度を越えてというよりは、もうできるだけ早く交付したいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 浦 議 員

**6番（浦 英明）** そうですね。その方がいいかと思えますけども、まあなぜそういうふうに聞いたかといいますと、別に急がないのであればですよ、パブリックコメントなんかをですね、開いてですね、そして知らしめればよかつたかなあと思うんですけども、これあの該当する、主にまあ保護者とかそういった人達でしょうけども、こういったのはだいたいこう把握してるんでしょうかね、その人達は、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

今回の改正につきましては、まああの保護者の方というよりは、どちらかというとその施設の事業者側の改定が主なものでございまして、これに関しては「認定こども園」だけが一次事業者となりますので、そこに関しては、特にパブリック…自治体によってはですね、他の自治体によっては、公立だけではなくて私立もありますので、そういうところでのパブリックコメントも必要か

とは思いますが、当町においてはそのあたりはもう必要ではないのではないかというふうに考えておりますし、すでに国の方の改正も行われておりますので、できるだけ速やかにというふうには考えております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。 **浦 議員**

**6 番（浦 英明）** あのその施設の方ですけども、こども園等につきましては、その担当者あるいはそういったその方たちは把握して、この内容については十分承知しておるわけですか。確認のためお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** はい、それにつきましては、これからになりますけども、きちんと周知していきたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、第 68 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、第 68 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第 9、議案第 70 号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 **町 長**

**町長（西村久之）** 議案第 70 号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

今回の改正は、出産育児一時金の支給額を改正するもので、改正の理由とい

たしましては、保険者が負担することとされております、健康保険法施行令第36条ただし書きの、病院や診療所、助産所など医学的管理のもとで出産を対象としております、産科医療保障制度について、厚生労働省の社会保障審議会での見直し検討の結果、その補償掛金について、1万6,000円を1万2,000円に見直し、一方で、少子高齢化の現状に鑑み、被保険者の出産費負担を増やさないうよう、出産育児一時金の総額は、改正後も42万円とすることに伴い、本条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第1項における出産育児一時金を、40万4,000円から40万8,000円に、健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する出産である場合に支給する加算分の上限額を、1万6,000円から1万2,000円に改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号、財産の取得についてを議題とします。



本件について提案理由の説明を求めます。町長  
町長（西村久之） 議案第 71 号、財産の取得について説明いたします。

今回、取得する財産は、令和 4 年度から実施いたします、新上五島町への可燃ごみの搬出に伴う、生ごみの減量化対策を促進するため、大型生ごみ処理機 5 基を購入し、各地区に設置するものでございます。

去る 11 月 24 日に一般競争入札を行い、株式会社ヨロズヤが、810 万円で落札し、入札書記載金額に消費税を加算した金額 891 万円で、購入契約を締結するものでありますが、予定価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、小値賀町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

なお、納入期限については、令和 4 年 1 月 14 日までとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

浦 議員

6 番（浦 英明） これあの以前ですね、令和 3 年 1 月にこれの発注した時にですね、915 万 9,500 円というふうな価格であったんですけども、まあそれよりも安くなっております。それであのこの規格といたしますか、これあの以前のやつがですね 1.8m、1.8m の 1.9m、深さが 2.3m ですね、こういうふうになっておりますんで、これとは同じものなのかどうか、全く同じじゃないか、そこあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

以前と規格は同じものでございます。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。

今田 議員

7 番（今田光弘） はい、あの… 5 基というのはどこに設置するかというのは考えてらっしゃるんでしょうか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

5 基の内訳ですけども、宮崎町・前方後目・黒島・相津・納島でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

**日程第11、議案第72号、工事請負契約の変更についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西村久之)** 議案第72号、工事請負契約の変更について、説明いたします。

小値賀町国民健康保険診療所建設工事に係る、請負契約につきましては、去る、令和3年3月26日開催の3月会議において、議会の議決を得て、上滝・大石建設特定建設工事共同企業体と契約金額12億4,740万円で、契約を締結しておりましたが、工事施工において杭工事の精算とコンクリート単価の見直し、及び鉄筋単価の価格高騰により増額の設計変更が必要となりましたので、現契約金額12億4,740万円に5,983万1,200円を増額した13億723万1,200円で、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び、小値賀町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。なお、工期は令和4年5月22日までを予定いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

**7番(今田光弘)** 工期が5月の22日までということで、まだ半年あるんですが、あのまた変更になる可能性というのはゼロではないのでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

工期に関しては、工期の延長する可能性もゼロではないと思っております。

**議長（横山弘藏）** 今田議員

**7番（今田光弘）** ごめんなさい、金額ですね。あの…これでポッキリ終わるのか、あるいはあの…それともまたこれ以上変更契約で上がる可能性があるのか。あるいは下がる可能性があるのかです。

**議長（横山弘藏）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

現在、この金額でいきたいとは思っておりますけども、今後まだ、不測の事態も起こり得ることもあると思いますので、その時の契約変更もあり得ると思っております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は12月13日、定刻の午前10時から始めます。

どうもご苦労さまでした。

— 午後 3 時 15 分 散会 —